
平成27年第4回大和町議会定例会会議録

平成27年9月4日（金曜日）

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1 番	今 野 善 行 君	1 1 番	平 渡 高 志 君
3 番	千 坂 裕 春 君	1 2 番	堀 籠 英 雄 君
4 番	渡 辺 良 雄 君	1 3 番	高 平 聡 雄 君
5 番	松 浦 隆 夫 君	1 4 番	馬 場 久 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	中 川 久 男 君
7 番	槻 田 雅 之 君	1 6 番	大 崎 勝 治 君
8 番	藤 卷 博 史 君	1 7 番	堀 籠 日 出 子 君
9 番	松 川 利 充 君	1 8 番	大 須 賀 啓 君
1 0 番	伊 藤 勝 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君	総 務 課 長	後 藤 良 春 君
会計管理者 兼会計課長	佐 藤 三和子 君	まちづくり 政策 課 長	小 川 晃 君
教育総務課長	櫻 井 和 彦 君	財 政 課 長	高 崎 一 郎 君
生涯学習課長	村 田 良 昭 君	税 務 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 危機対策室長	文 屋 隆 義 君	町民生活課長	長 谷 勝 君
税 務 課 徴収対策室長	浅 野 義 則 君	子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君
産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	熊 谷 実 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	議事庶務係長	野 田 美沙子
次 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時00分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番今野善行君及び3番千坂裕春君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

17番堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

皆さん、おはようございます。

一般質問に入るわけですが、この後11時に渡邊代表監査委員さんの奥様の葬儀、告別式がとり行われます。故渡邊れい子さんのご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

通告しております本町の就学援助制度の充実について質問を行います。

憲法第26条は、教育を受ける権利を定め、保護者に対して子どもに教育を受けさせる義務を課すとともに、義務教育中はこれを無償とすると規定しており、公立の小中学校は、授業料、教科書代が無償となっております。

このことは、教育中の保護者にとって経済的負担の軽減につながっていることは確かであります。しかしながら、学校に通う中で、費用がかからないわけではありません。このほかにもさまざまな多くの費用がかかっているのが実質であります。

現在の雇用形態を見ますと、パートやアルバイトなどを含む非正規雇用が年々増加し、1984年の15.3%から、2014年には37.4%となっており、今や労働者の3人に1人以上が非正規雇用労働者として働いていることとなります。特に、女性労働者の半数が非正規雇用者となっていることが報告されております。

このような雇用の形態、さらにはひとり親世帯、特に母子世帯の増加など、それが要因となり、子供の貧困率が高くなってきていると言われております。貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための子供の貧困対策の推進に関する法律が国会で成立しました。17歳以下の子供の貧困率は、平成9年度では6.6%だったものが、平成25年度では16.3%で、6人に1人が貧困とされ、過去最悪となっております。

学校教育法では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しており、本町でも学校教育法に基づき、就学援助を行っております。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、大和町就学援助費認定の要件についてお伺いいたします。

2点目は、平成26年度小中学校別の要保護、準要保護認定者数と、周知方法について伺います。

3点目は、援助費対象品目と、支給時期についてであります。よろしくお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。よろしくお伺いいたします。

それでは、堀籠議員の就学援助制度についてのご質問にお答えをいたします。

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとの学校教育法第19条の規定により、市町村は就学援助制度を設けており、大和町教育委員会においても大和町児

童生徒就学援助要項を定め、援助を行っております。

初めに、認定要件についてですが、生活保護法に規定する要保護者のほか、前年度または当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止、または廃止になった者、該当年度において町民税非課税世帯である者など、要保護に準ずる程度に困窮していると認められるなどの資格を定めております。

平成26年度の受給者は、小学校が110人、中学校が65人であり、東日本大震災における被災児童生徒を対象とした平成24年度以降は、横ばいの受給者数となっております。

また、周知方法につきましては、学校での入学説明会時にご案内文書を配布するほか、教育委員会ホームページへの掲載と、申請様式をダウンロードできるようにいたしております。申請の窓口は、各学校となりますが、相談は随時教育委員会でも行っております。

援助の対象となる品目は、学用品、通学用品費、新入学生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、及び区域外児童生徒の医療費となっております。また、支給時につきましては、学期ごとに実績に基づき支給を行っております。

議員ご質問の要旨でございます貧困率については、市町村別あるいは県別の数字は公表されておりませんが、全国的な傾向から推測すれば、宮城県大和町においても上昇しているのではないかとおられるところだと思います。それに伴い、就学援助を必要とする児童生徒数も潜在的には今の人数よりも存在すると思われれます。

教育委員会では、今年度より認定方法の簡素化を図り、作業の迅速化を図りました。今後は、現在の周知方法に加えて、相談のしやすさに観点をおいた体制の充実を図り、子供たちが安心して就学ができるよう制度の運用を行ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、生活保護の認定基準なんですけど、要保護につきましては生活保護世帯ということで、これはわかるんですけど、準要保護、この認定なんですけど、もしこれが認定された場合、要保護と準要保護の場合の援助費の内容は違いが出てくるんでしょうか。

要保護の援助内容と、それから準要保護の援助内容について、どの程度差があるのか、ないのか、お尋ねいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

要保護と準要保護につきましては、生活保護ということで、生活全般にかかわるような援助を行っておりますけれども、準要保護につきましては、生活保護とは違いまして、個別の援助を行うというもので、例えば学用品費、通学用品費、校外活動費、宿泊を伴わない場合と、伴う場合、それから新入学児童生徒の学用品費、それから修学旅行等の経費ということで、学校教育活動にかかわる部分について、援助を行っているのが実情でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

準要保護につきましては、理解できました。

それで、準要保護についての援助なんですが、これは以前とは変わらないこのままの今までの状態の内容で、金額は年度によって異なると思うんですが、その支援する内容、援助する内容につきましては、これまでと変わらない、また基準的には変わらないということでよろしいのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

新たな法律ができたということ踏まえての内容の変更ということでしょうか。現在、国の法律大綱ができて、それを受けて県でも大綱をつくるのが努力義務としてうたわれて、宮城県でもつくってはおりますけれども、具体的な支援の内容、例えば今お話にあるような額についてまでの話は出ておりません。

ただ、県内の全てを調査したわけではないんですけれども、大和町が現在支援する額、補助の額を定めている要件につきましては、生活保護の場合を基準としまして、その条件に基づいて、例えば学用品費であれば1万1,420円とか、条件に全て満額を支給するというふうなことを行っております。ただ、他の市町村をいろいろとお聞きしてみますと、例えば学用品、通学用品、校外生活等を一括をして、そして一括で幾らですよというふうなことで、満額ではなくてある程度の、例えば2分の1という市町村もあります。あるいは実績で、実費で出すという市町村ございますけれども、大和町については基準の条件ということをして全て援助するようにいたしております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

今何でこれをお尋ねしましたかといいますと、平成17年度に準要保護に対する国庫補助金が廃止されて、一般財源化されました。その中で今国の補助金で賄えるのは、要保護者だけというふうになったわけなんです。それで、準要保護については、生活保護世帯みたいな全国の標準的な基準がないものですから、各自治体によって、これが一般財源化されたということで、認定基準を厳しくしたり、それから援助支援額を減額したりしている自治体があるという報告が出ております。

なものですから、大和町はそういうことがないということをお聞きしましたので、安心したんですけれども、やはり一般財源化されるということは、その金額が見えなくなるわけで、自治体によっては行事があるところ、ないところいろいろな自治体があるんですけれども、そういうことにも削るようなそういう制度になってはまずいんじゃないかなと思って、確認のための質問をさせていただきました。

ぜひ、本当にこれからますますこういう世帯がふえる中で、やはり困窮者を閉め出すような政策はあってはならないと思いますので、ぜひ起きないように取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次に受給者数と、それから周知方法なんですけど、答弁をいただきました受給者につきましては、小学校が110人、中学校が65人とありますけれども、それぞれの要保護と準要保護何人ずつなのか、教えていただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

現在の人数でございますけれども、小学校について要保護9名、準要保護101名、中学校において要保護5名、準要保護60名と、合計175名というふうになっております。ただ、この中には、被災児童生徒の援助も含んでおりますので、この中に61人ほど被災児童も含まれております。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

受給者数につきましては、175名で、そのうち61人が被災に係る児童生徒だということでもありますけれども、110人のうちで要保護が9人、準要保護者が101人、中学校を見ても5人と60人ということで、本当に準要保護の方が多いなと思っております。

この準要保護の中で、母子世帯の人数はおわかりでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

申しわけありません。今データとして把握しておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

それでは、次に移らせていただきます。

周知方法なんです、周知方法については学校の入学説明会に案内文章を配布した

り、それからまた教育委員会のホームページ、それから申請様式のダウンロードとなっておりますけれども、入学説明会1回だけなんですかね。

実は、この間若いお母さんとお話したときに、私、母子家庭でそして今子供が高校3年生になるので、もうすぐなんですけれども、仕事を3カ所かけて育てていますというお母さんがいらっしゃいました。ええ、そんなに、何でと言ったら、2カ所でもいつ仕事がなくなるかわからないので、常にやっぱり3カ所ぐらいを持っていて、そして教育や子育てに一生懸命やってきたというお話をいただきました。そんな中で、こういう制度があるんですけれどもと言ったときに、ええ、そういうのは生活保護の人でしかだめなんじゃないのというお話をいただいたものですから、周知方法というのは、もう少し徹底して周知に努めていただかなければいけないかなと思っております。

そんな中で、ほかの自治体では多くは入学の説明会のときに、入学式のときに説明会を行っているようですけれども、ほかの自治体ではチラシのようにして、学校に配布しているみたいです。そんな中で、生活保護の人しか該当にならないんだという皆さんがそう思っている中で、周知方法の内容なんですけど、内容についても基準がわからないんですね。どこまでの人が該当するのか、しないのかというのが。本当に親切にチラシで説明している学校なんかは、世帯数といろいろな条件があって、当然違ってくるんですけれども、何人だったらこのぐらいの所得があればという目安も書いて、そしてチラシとして配布する学校もあるようですので、本当に3カ所もかけて一生懸命教育して、体壊したら本当に生活保護世帯になるというふうな感じの方々がたくさんいらっしゃるんです。なものですから、自分がどの程度で該当するのかという、そういう目安的なものを入れながら、親切な周知方法をやっていただければと思うんですけれども、教育長のお考えを伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えをしたいと思います。

どのような家庭であっても、子供たちの健やかな成長というものについて、やはり大人は最たる責任があるんだろうと考えております。昔であれば、非常に学校の担任とそれから保護者が近い関係にあったんですね。ですから、担任のほうから最近お子

さんがこういう状況だけれども、どうですかというふうなことを聞いたり、あるいはざっくばらんに、先生実はさ、というふうなことで相談があったりということがあったわけです。

ただ、なかなか現在の社会では難しい状況も出ておりますので、今議員さんからあった内容につきましては、答弁書の中にも周知方法に加えて、相談しやすさという観点を書いておきましたけれども、やはり学校の対応とか、教育委員会の対応とか、案内文書の内容の検討、その基準も含めて、親切な形での広報活動に務めるということと、入学時だけではなくて、やはり年1回程度の周知を図っていくということも必要かと思っておりますので、教育委員会内で検討を進めていきたいと思っております。

議長 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

周知方法については、どうぞ親切な方法をお願いしまして、皆さんにわかりやすいような周知をしていただければと思います。

それから、申請の窓口は学校、そして申請書は学校に持っていくというんですけれども、保護者の方がその申請書を持参して学校に出向くということなんでしょうか。時間が過ぎていますが、実は学校に直接、申請書は配布していただけるんですけれども、学校によっては、教育委員会によっては学校に持っていくんじゃなくて、郵送でも十分に可能なところが結構あるようです。

何で学校に出向くのが問題なのかといいますと、結局働いている皆さんはパートで時給幾らと働いているわけで、その中で子供がぐあい悪くなれば休んだり、何か用事があれば休まなくてはならなくて、なるべく休まない方法で仕事をしているわけで、もしそういうふうにできるんですしたら、やっぱり申請書は郵送でもできるような方法とか、教育委員会、相談の窓口が教育委員会であれば、教育委員会にその申請書を持って行って、そして教育委員会で相談しながら取り扱ってもらえると、そういう方法も考えてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

申請の方法、窓口というご質問でございますけれども、県内で見ても学校が主となる窓口については、約25市町村、それからその他委員会ということで、10市町村がやっておりますが、学校のほうが多いように伺っております。ただ、今の郵送については、把握しておりませんで、実際に内容が内容ですので、その辺慎重に取り扱う必要があるんだろうなというふうに考えております。

ただ、これまでの学校中心というふうなことがありますけれども、教育委員会でも受付できますよというふうなことなども、今後検討を進めてまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

それでは、援助費対象品目と、支給の時期についてお伺いいたします。品目につきましては、先ほど教育長から答弁をいただきました。その中で、平成22年度に文科省ではクラブ活動費と生徒会費、それからPTA会費の3項目をふやしているんですけれども、大和町ではそれが入っていないようなんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

確かに体育用実技用具費とか、あるいはクラブ、生徒会、PTAというふうなものが入ったようでございますけれども、他の市町村といろいろ調査しまして、やはり現時点大和町の生徒については、ある意味補助としては他の市町村に比べて確かな援助ができていますというふうに考えておまして、この部分については現在考えておりません。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

本当に学校に通うということで、大分費用はかかるんですね。統計的に見ますと、小学校ですと年間で10万円くらいですかね。中学校ですと、もっとその上をいくというふうにかかる中で、やはり活動着とか、入学式のときですといろんなものをそろえなくちゃいけないというので結構かかるようであります。そんな中で、学校給食費というのも出ておりますけれども、学校給食費につきましては認定を受けている方で給食費の未納者というのは、おられるのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

未納については、数字として把握はしておりませんでした。済みません。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

給食費なんですけれども、多分大和町は保護者のほうに費用の分を支払っているという形なんですかね。それとも、学校のほうに直接町のほうから払っているという給食費。どちらなんですしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

お答えをします。

準要保護の方については、学校のほうでお金を保護者に直接渡します。その際に、給食費を全て学校のほうで差し引いた上でお渡ししているので、先ほどのような答弁になりました。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

給食費につきましては理解をいたしました。

それで、今度支給の時期なんですけれども、学期ごとに支給しているということなんですけれども、入学生徒ですと結構入学の準備に、もう小学生だと2万四、五千円、かけようにはあるんでしょうけれども、ランドセルから服から上履き、それから教科書以外にもいろんなのがかかって、それが後から援助をされるのはわかるんですけれども、結構入学の前にそういう準備物が小学校も中学校もなんですが、かかるんですけれども、その辺の支給時期というのは何かいい方法というのは考えられないんでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

新入学確かに最近ランドセルのお値段を見ても、すごい値段ですよ。それを考えると、非常に心痛む部分があるんですけれども、やはり認定の時期というものがあつたりして、特に小学校の場合、中学校の場合には継続というふうな形でもございますけれども、その辺ちょっと研究させていただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後ですが、今年度より認定方法の簡素化、作業の迅速化、それから周知方法に加えて、相談のしやすさに観点をおいた体制の充実を図るという答弁をいただきました。その点について、どのように簡素化された内容になってくるのか詳しく教えていただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

簡素化につきましては、これまでですと、申請書が上がってきます。それについては学校長、あるいは担任、それから民生委員さんの意見をつけた上で、そして収入額、需要額等の審査をしていくということがあります。それについては、教育委員会の会議の中で認定要件を満たしているかどうかというところの判定をしてきたんですが、やはり基準というものがもう決まっておりますので、教育委員会を経なくても、基準を満たしていれば、それはいいだろうということで、1つの会議を簡略いたしました。

それから、意見書についても学校長と担任がありますが、学校長の意見があれば、担任の意見は補助というふうな形でいいだろうということですね。いろんな形でやはり必要最小限でこれはいいと思うんですね、手続は、基準がありますから。そんな形で基準を満たした方については、できるだけ速やかに援助をしたいという考えから見直しを行っておりました。

議長（大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

学校に通っているうちは、楽しい学校生活が過ごせるような、そういう環境づくりが一番大事だと思いますので、これからもこの制度の運用を継続して、子供たちがいろんなお金のこととか、いろんなことで悩まないで楽しく過ごせるような環境を、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

議長（大須賀 啓君）

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

続きまして、5番松浦隆夫君。

5番（松浦隆夫君）

時間を気にしながら、質問をさせていただきます。2件でございます。

1件目、公立黒川病院に対する住民のニーズについてでございます。

公立黒川病院は、全ての地域の皆さんのためという理念を掲げて、黒川地域の唯

一の公立病院として、地域医療の充実と患者サービスの向上を目指して努力されております。このことに対しまして、住民の1人として大変力強く、頼もしく感じるとともに、深く感謝をしているところであります。

公立病院は、平成17年4月に指定管理者、広域社団法人地域医療協会に経営を委託してから、10年が経過いたしました。この間病院を取り巻く環境、特に富谷町と大和町の人口が増加するとともに、高齢化が進み、患者数もふえて病院に対する住民の期待はますます大きくなっております。特に本町においては、若い世代が急増しており、産科の再開は必要不可欠、そういうふうには思っております。早急を実現するよう強く要望いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、松浦議員のご質問でございましたが、公立黒川病院につきましては、昭和22年の11月に宮城県農業会によって開設されまして、昭和31年3月、黒川郡の4町村によって一部事務組合病院としてスタートいたしております。

黒川郡の中核病院として存在しておりました平成9年4月施設の老朽化によりまして、現在の場所に新築移転をしまして、お話ありましたけれども、平成17年4月に公益社団法人地域医療振興協会に管理委託をしまして、黒川医療圏の2次医療機関としての役割を果たしているところでございます。

現在の診療科目につきましては、内科、婦人科を含めまして13科目となっております。診療体制につきましては常勤医師が17名でその診療体制がとられ、平成26年度患者数につきましては、一般病棟の入院が1日平均74人、回復期病棟の入院が1日平均45人、外来は1日平均251人の状況となっております。産科診療につきましては、平成24年8月から休止となっております。深夜のお産の連続、突発的な危険を伴いますお産に適切に対応するためには、複数の産婦人科医が必要になります。現在は、産婦人科医1名の体制でございまして、安全なお産を提供できる体制の確立が難しいため、やむなく休止に至っているところでございます。

これまでも、懸命に医師の確保に努力していただいておりますが、医師不足は産科医を問わず、全国的な問題となっております。なかなか確保が難しい状況となつて

おりますが、今後も引き続き関係機関へ要望してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

近ごろのニュースというか、8月下旬には医療等病院等に関するニュースで、大きなのは仙台ですね、薬科大学ができて、年間100名ぐらいの学生を募集して、その中の30名がいろんな支援で宮城県内の医師として働いていただく。そして、あと20名は東北地方に、全体の半分ぐらいは東北地方に、宮城県が重視して30名ぐらいの医師を確保しますと、そういうふうなニュースがありました。

あと、今朝ニュースによりますと、昨年度の医療費は40兆円、こんなにかかるのかと、病院というか医療費が多いにかかるというふうなことを受けて、きょうの質問にも影響するというふうなことでございます。

それで、黒川病院に対するいろいろなニーズというか、要求をいたるところで聞くんですが、なかなか病院に対して患者というふうな立場からすると、弱者というかそういう立場になる。それで、直接医療機関にこうしてくださいとか、いろんな要求をしづらい、そういうふうな環境にある。ましてや、医療については素人というか、何でそんなことをというか、そういう思いもありますので、なかなか質問というか要望を、管理者、お医者さんの先生方にお伝えになるのは少ないんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、ニーズについて、3点ぐらいご質問をしたいと思います。

その最初に、一番多いのはやっぱり24年3月31日で終わりました産科です。子供を生むことができなくなったということでございますが、これにつきましては、今前に述べました人口増加とか環境が変わって、大和町、富谷町でここ20年から27年の間に約人口が1万人ぐらいふえている。特に去年の5月からことしの5月まで、これは富谷町で700人、大和町で656人の人口がふえております。大和町は富谷町に大体追いつくぐらいの人口増加となっております。これは転入者、もしくは出産、そういうことの全てを含めた中の人口増加ということでもありますので、これがふえるということは、それだけ要望する人が多いよということでもあります。

それで、大和町でも人口ビジョンというか、総合計画等に関して、意識調査という

ふうなものを行いました。そして、その質問と答えなんですが、あなたは大和町の地方創生で最も期待するのは何ですか、こういう質問に対して、若い世代の結婚、出産、子育ての希望、これが40.5%、1位です。また別な質問ですが、あなたは生活する地域を決める際に、重視することは何ですか、この質問に対して、1位は通勤、通学の利便性がよいというこういう答えでこれが1位です。2番目は、子どもの医療、そして福祉が充実している、これを重視をしておりますよということであります。3つ目の質問ですが、あなたは子供の出産育児で問題になっていることはどんなことですかという質問に対しては、やっぱり産婦人科、出産ができないということが50.1%、これが1位です。

これらのことを考えると、町長が強くいろいろお願いをしているということなんですが、もう少し強く要望というか、その辺で町長のご所見をお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

産科、先生ということでございますが、私の立場、大和町長としては黒川病院に要望する立場にあります。もう一方で、私は黒川行政事務組合の理事長をやっております。したがって、黒川病院の責任者は移行になっておりますので、管理者は本郷先生になっておりますけれども、我々が委託をしている形ですので、要望を受ける側でもあるというふうに思っております。

したがって、産科の先生につきましては、おっしゃるとおり大変望まれておる中で、ぜひ産科を1日でも早く復活、復旧させたいという思い、これは非常に強いものを持っておるところでございます。要望されれば、する側、受ける側としましても、そういった中で今も管理者は東北大から来てもらっている本郷管理者でございますので、そういったこと等も含めて、お願いしているところでございます。

言い訳になってしまうところがあるのですが、まだまだできていないということにつきましては、産科の体制の問題が今あります。24年までですか、産婦人科の産科をやっておりました。このことにつきましても、本来であればお医者さん2人体制の中で産科の先生ですね、やるのが本来ということであったのですが、現在おいでの先生が一生懸命頑張るということで頑張っていた中で、運営をしてきたところでございます。おかげさまで、事故とかそういったこともなく来たところでござい

ますが、24年度ころから先生も高齢化になられたということもありまして、やはり安全なお産をするための体制をとった中でやるべきであるという判断の中で、やむなく産科につきましては、休止をしたところでございます。

そういった中で、今一生懸命お医者さんを探しているところでございますが、今産科をやる条件といたしまして、これは言い訳になってしまうところもあるんですけども、産科の先生につきましては1病院に最低2人は必要であるということがまず1つです。それから、小児科の先生がいてほしいということ、常勤ですね。さらには、麻酔科の先生がいてほしいということが、安全にといいますか、当然安全を確保する病院ですから、責任を持ってやるわけでございますので、そういった体制で受けるということが望まれるといいますか、そういった体制ということでございます。

小児科につきましては、今まで不在でしたが、いろいろお願いをした結果、ことしの5月から常勤で先生が黒川病院に来てもらっておりまして、大きな問題の1つはクリアしているところでございますが、小児科の先生、麻酔科の先生と、あとは産婦人科の先生がまだ見つかっていない状況でございます。

それと、もう一つ、これは経営する立場から言うと、病院ですので公立とはいえ、経営ということも考えなければいけない中でございますけれども、お二人の産科の先生がいるということになれば、やはりそれなりの出産件数といいますか、そういったことも求められるという現実もあるわけでございます。現在、大和町大体300人ぐらいの、以前出産を扱っておったところでございますけれども、その数でというと、なかなか経営的な問題から考えた部分でもあるということでございます。

そういったことで、課題はあるのですけれども、お話のとおり大和町、黒川郡のエリアは人口がふえております。そして、若い方もふえてきておるところでございます。出産、これから結婚されて、出産をして、育児をして、というそういった中では、非常に大切な課題というふうに思っております。大和町としてはもちろんでございますけれども、黒川郡としての黒川行政としましても、その辺については大きな課題と思っております。もっと強く要望すべきだということ、そのことを私が受ける側としてのお言葉としても聞かせていただきたいと思っておりますけれども、これからもそういった体制づくり、しっかりやって務めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

2年前に私が結婚の問題ですかね、人口増加率について質問をした覚えがあるんですが、そのとき2年前ですが、県内で最も高い大和町、2.28%、こういうふうな数字をお伺いいたしました。そして、1,000人当たりになると、10.1%とこれも高い数字になっているとこういうことでもありますから。そういうふうな数字からして、黒川地域、黒川病院の管内で特に大和町と富谷でどのぐらい出産数があるのか、掌握されていれば、担当のほうでも結構ですので、どのぐらい子供が生まれているのか教えていただきたい。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

富谷の数字まではあれなんです、大和町の場合、26年の出生者数は299名、母子手帳の交付は316件ということでございますが、そういうことでございます。あと、25年が280名、出生者数です。母子手帳の交付数は270件でございました。24年が259名、母子手帳の交付数が283件という数字です。富谷につきましては、今のところデータを持っておりません。

議 長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

299名ですね、去年。随分多いなと思います。これを全て、今のところ黒川郡内に私は出産できる病院がないというふうな認識でおるんですが、これは全部仙台のほうとか、古川とか近隣のところに行って出産をしているという形なのか、黒川郡内にどこか出産できる場所はあるのか、ないのか、ちょっとその辺お聞きします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

郡内につきましては、富谷町にクリニック 1 件ですか、ございます。あと、郡内ではございませんが、利府ですかね。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

299名、約300名近い出産を大和町の場合はみんなよそでというふうな形になるんですが、黒川病院でその中の3分の1ぐらい、例えば年間100名ぐらいは出産できるような体制というか、全部だとちょっと無理なんでしょうから、お医者さんの確保とかいろんなことで、3分の1とか4分の1ぐらいの特に希望するような人に対して、出産ができないのかどうか、できるんじゃないかと私は思うんですが、この辺についてはどのように考えて。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは、安全なお産といった場合、数の問題でもないような気がするんですけども。それと、お産でございますので、こういう表現、いつ生まれるのか、そういったこともある中でございますので、一般の手術のようにこの日にこうやるとかというのであれば、そういった人数の調整とかというのがあるのかもしれませんが、なかなか難しいのではないかと。

それと、もう一つは先ほども言いましたけれども、今の体制としますと、小児科医さんとか、麻酔科医さんとか、そういった方もそろった中でが望ましいといいますが、ということでございますので、今300人だから100人ぐらいだったら受けられるのではないかとというふうなそういった考え方ちょっと難しいのではないかとというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

素人が質問するものですから、許していただきたいと思います。できるだけ、けれども、できるような方向で話を進めていただきたいと思います。

2つ目のニーズというか、こんな病院になってほしいというふうな話がございます。今月号ですかね、地方議会人という8月号に、地域で支える医療と介護の新しい形ということで、特集が組まれておりましたので、これを見ますと医療は地球規模で、もう日本だけじゃなくて、地球規模で発展をしておりますよと。その中で、2つの極限、1つは高度の医療、そして専門医療ともう一つは、それができないような医療、この2つの極限に分かれていきますと。あとは、もう一つの区分はお医者さんが集まるような病院、お医者さんが行かないような病院、この二極化が進んでおるといふうにこの本には書いてありました。

これを黒川病院に当てはめた場合には、どんな二極というか、極端な話ではなくて、どんな病院がいいのかというのをちょっと考えてみたんですが、両極端じゃなくて、ある程度高度医療ができて、専門家は専門的な知識が枝分かれして数多くのお医者さんを必要とするから、それはできないんだろうなというふうな認識が、ある程度の医療が必要だろうなというふうに思います。

そして、内容的には病院にお医者さんが来られるような病院、先ほどご紹介ありました13科がございますということでございますが、ちょっとないのは皮膚科ですね、皮膚科がないなという感じ、あと眼科については週1回か2回たしかね、こういう状況で、町でいろんな個人病院があるんですが、とても混んでおる。耳鼻科なんかも随分混んでおるといふことで、住民が望んでいるのは、黒川病院に行けば、子供から大人まで全ての病気を診てもらえるような病院、こんな病院にあってほしいなというふうな、これは各科とはまた別なんですけど、総合医療診療所、そういうお医者さんが多い病院になってほしいというふうな話を聞きます。

そういうことで、大和町というか黒川病院の目指す病院、先ほど二極化、2つお話ししましたが、町長は理事長としてどんな病院というか、理想像というか、そういう希望を持っておられるか、お伺いをいたします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

黒川病院につきましては、理想像といたしますか、住民の皆さん方のニーズに応える病院ということだと基本的にはそう思っておりますが、現在先ほども申しましたけれども、黒川病院については2次医療機関という立場でございます。したがって、例えば民間の病院からご紹介をいただいて、総合医療の第1段階をやるといたしますか、そういった段階でございます、もっと高度になるとここから黒川病院から紹介をして、専門の東北大学とか、そういったところに紹介をしていくということで、地域で一定の、ある一定レベルといたしますか、水準の高いレベルになりますけれども、そこをやっているのが黒川病院でございます。

そして、診療体制につきましては、お話のとおり皮膚科とか、そういったものはないところでございますけれども、一番何が求められているかということを中心にやっているとございまして、例えば泌尿器科が数年前からありますけれども、このエリアについてはそういった科が必要であるということで、専門の先生をお入れいただいたり、先ほども言いましたとおり、内科医が少ないので、内科医さんに来てもらったりという形でやっております。まだまだ科、入れればいっぱい必要のところはあるのかもしれませんが、ただ、病院の建物の問題もありまして、今かなり手狭になっている状況もございまして、そういった中でやりくりといたしますか、やっているとありますが、そういった中でも一番質の高いものができればというふうに思っております。

それから、お医者さんが来たがる病院ということでございますけれども、医療制度が変わりまして、研修する病院につきまして、なかなか地方の病院では研修ができないということで、一時都会にお医者さんが集まった経緯がございます。そういったことで、最近の10年前の黒川病院等が経営も非常に難しくなってきた、運営も難しくなっているところがあるのですが、今そういったことにつきましても、東北大とかいろいろそういったつてといたしますか、あるいは病院のレベルアップが図られたことによって、若いお医者さんも研修を兼ねながらのお医者さんも来てもらっている状況にありますし、今は外国から、中国とかあちらからも来て、研修をしたり、あるいはあちらに行って指導をします。そういったレベルの病院になっております。

したがって、病院のレベルとしましては、レベルといたしますか、医療水準はずっと向上しているというふうに思っておりますし、今医療科目等につきましてはまだまだ課題もあるのかもしれませんが、そういった意味では地域医療に根ざした病院になってきているというふうに思っております。特に、今黒川病院でリハビリのほう

に力を入れておまして、リハビリテーションに関しましては医療のほかに、いわゆるリハビリテーションですね、そういった医療療法士さんというんですか、そういった方々に充実してもらった中で、高齢者の方々、あるいはけがから復帰される方々のお手伝いをするというので、リハビリにつきましてはかなり全国ではない、宮城県の奥のエリアから来ていただいている状況にもございます。

したがって、黒川病院としての黒川地区での役割と同時に、そういったもう少し広いエリアの役割も果たしておりますし、それから地域医療振興協会ということでございますので、こちらから七ヶ宿町ですかね、そこにお医者さんが行ってお手伝いをするとか、そういったゆくゆくは拠点になるような、ここからお医者さんが派遣できるような病院というものも頭に描いた中で、振興協会のほうは活動されているということでございます。お答えになったかどうかわかりませんが、そういったことで医療につきましては決してレベルの低いところではないところであるということ、それから若いお医者さんにもここで研修してみたいというふうな意欲を持ってもらえるような病院になってきているということ、それからリハビリ等で黒川郡圏域だけではなくて、多くの方々に利用していただけるような病院体制になってきているということでございますので、これでいいというわけではございませんけれども、今後ますます充実した黒川病院になるように、課題はあるんですけどもやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

指定管理者になってから、黒川病院の理念なんですけど、全ては地域の皆さんのためにという、考えてみればすばらしいなと。どんなことなんだろうなといったら、住民のニーズというか、要求というか、というものを積極的に受けようというふうなことを、この理念から感じるんですけど、患者数がどんどんふえてくる、お医者さんも、医療費も高いということで、これは逆な立場で本郷管理者さんが黒川というか、3カ月に1回出す本でございますね。それを見ましたならば、どんなことを言っているのかなと思つたら、常日ごろの健康管理が大事ですよと。そして、定期検査を受けてください。そして、適時な診療を受けて、経費を安く済ませるよという内容が書かれてありましたので、住民としても患者としても、いろんな努力というか、こちら

のほうもそういうことで注意してくださいよということ、早目の診療ですね。健康診断を受けると、こういうことは我々というか、住民患者のほうも積極的に臨まなくちゃいかんというふうに感じておりました。

3つ目のニーズについて、お伺いいたします。3つ目は、これは比較の問題なんです。診療が終わって受付とかいろんな担当科に行って、いろんなサービスとか案内とか、説明等についてはすばらしいというふうに私も感じました。この間、黒川病院の眼科に行っていていろいろ案内とか、すばらしい印象を受けてまいりました。

ただ、終わってから、お金を払うまで、その時間、もしくは薬をもらうまでの時間、いろいろあそこで話を聞いていますと、時間がかかり過ぎるというふうな人が多いんです。そこに来ている患者さん、仙台のどこどこ病院行ったときはもう終わって帰ってきて、椅子に座ったらすぐにこう、コンピューターのシステムというんですかね、何かそういうあれで、早く終わってお支払いをして、薬をいただいて帰れるんだと。この辺について、やはり要望が多いので、この辺町長に聞いてもどうなんですか、町長にお伺いします。について。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

精算といいますかお支払いの段階、後は薬を出すのが時間がかかるというふうなご意見、確かにあるところがございます。随分機械化等、コンピューター化といいますか、進んで来ておまして、平均時間を前はかったことがあるんですが、そんなにほかの病院と比較して、そんな長いデータではなかったんです。ただ、診察を受ける、受付をしてから診察をする場所に行って、診察を受けて、そして診察が終わって帰ってくるという、トータルの時間でいいますと、診察までの待ち時間とか、そういった部分について長いと感じる部分があるんじゃないかという判断といいますか、それが全てではないのですが、決して精算なり病院の薬出すのとかが物すごく早いというふうなところではないというふうに私も感じております。私も病院に行ったときに。物すごく早いところは、大きいところとかあるのかもしれませんが。自動でやったり、ああいうことをやると非常に早くということもあるのですけれども、そういうのはシステムの的にないものですから。

ですから、物すごい早いというふうには思っておりませんが、行政の中でも、病院

でもいろいろ話した中で、精算の時間だけを見ると、決して早くはないんだけど、物すごくほかの病院から比べて長いという状況ではないのではないかと1つと、予約をして診察をしますね。診察室で待っています。予約をして9時なら9時で来るんですけども、前の人の診察の時間によっては、待ち時間が長く感じると思いますか、どこの病院もそういうこと同じだと言えばそうなのかもしれませんけれども、そういったこともあるのではないかなということも、要因の1つではないかと考えておるところです。

おっしゃるとおり、さっきも言いましたけれども、精算とかそういったものについては決して早い状況ではないので、そのことについてはもっと早めるようにいろんな形で努力はしていきたいとか、しておるところでございますけれども、そういった意見があるということも、なお伝えまして、早くできるような部分については努力していきたいと思っています。町長の発言でなくなってしまうかもしれませんが、行政の立場になってしまいましたけれども、そういうふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

最初に申しましたが、病院と患者といったときには、患者さんはどうしても弱者とか、弱い立場にあって、こんなことと思われることが言えない。早くしてくれとか、そういうことは言えない。そういう立場の人たちが、恐らくここで町長いろいろ言っていましたけれども、会計の終わってからの話、あそこが長いとかいうことで、ぜひとも改善するところがあれば改善をしていただきたいというふうに思います。以上で、私の黒川病院のニーズに対する質問は終わらせていただきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

途中ですが、ここで休憩します。

再開は、午後の1時30分とします。

午前10時10分 休 憩

午後 1時29分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

それでは、2 件目の洞堀川の雑木等の除去と浚渫工事をということで、質問させていただきます。

第2 土地区画整理組合が緑と希望の大地まほろばタウンの販売を開始してから10年が経過いたしました。洞堀川の流れは、タウン内の都市計画道路、南側になりますが、吉田、落合線の北側に道路に並行して西から東に流れており、河川の両側には遊歩道が整備され、町民が自然に触れ合う憩いの場として、また散歩等に訪れる人が多くあります。

近年、洞堀川の川底及び両岸にアシ、ヤナギ、ネムノキ、その他の雑木が人の背丈以上に伸びて、景観を悪くするとともに、上流からの土砂等が堆積し、集中豪雨の際は川の流れを阻止し、まほろばタウン内の浸水の原因になると懸念しております。

洞堀川の雑木等の除去及び浚渫工事等について町長にお伺いいたします。

1 つ、洞堀川の価値、役割について。

2 つ目、雑木等の除去及び浚渫工事について。

3 つ目、調整池の機能について。以上3 点であります。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの洞堀川の関係につきまして、お答えをいたしたいというふう
に思います。

一級河川洞堀川の整備は、吉岡東土地区画整理事業と並行して、県の河川改修工事、
改修事業で、吉田川合流点から国道4 号線まで整備されました。その後、吉岡南及び
吉岡南第2 土地区画整理事業とあわせまして、継続的に改修事業が行われ、都市計画
道路高田大原線の六角橋まで整備を完了しているところでございます。

また、河川と並行する緑道の整備によりまして、快適な散策等、遊歩道が確保されまして、吉岡南第2土地区画整理組合の緑と希望の大地まほろばタウンのキャッチフレーズとなっております。

さて、洞堀川の価値及び役割についてでございますけれども、本河川は都市河川の位置づけとなっております、市街地におけます住民生活に潤いを提供する貴重な公共空間としての役割を担っております。

洞堀川の維持保全につきましては、平成20年度に宮城県仙台土木事務所から、スマイルリバーの認定を受けました団体が、定期的に河川の雑木の除去などを行い、保全を図ってきたところでございますが、平成25年度に構成員の高齢化に伴いまして、スマイルリバーの認定を返上しまして、現在は洞堀川緑道の維持保全といたしまして、歩道部分と河川の堤防のり面の一部の除草を町が大和町の地域振興公社に委託して行っているところでございます。

河川区域内につきましては、整備後年月が経過し、雑木が繁茂する箇所が出てきたこともあり、河川管理者であります宮城県仙台土木事務所に現状の把握とその対策を、河川愛護等の会議の中や、各種協議等の場で強く要望しているところでございます。

また、防災調整池の管理につきましては、吉岡南第2土地区画整理事業により構築されたもので、平成19年度に区画整理組合より管理引き継ぎがなされ、町で管理を行っているところでございます。防災調整池内及びその周辺の除草等の作業につきましては、大和町地域振興公社と業務委託契約を締結しまして、管理を行っているところでありまして、今後も適切な管理に努めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

洞堀川は、私もこの質問をするに当たって何回か見てきました。一番上流側はあそこになっているんですかね、国道4号の熊野堂橋、あそこから吉田川に下って、役場の横を通過して、ヨークベニマルの北側を通過して、吉田川に合流するまで。全長は2,600ぐらいの河川とこういうふうに私は調べました。

この河川の位置づけですが、都市河川ということで、一部というふうなことで六角橋から国道4号線のちょっと手前、車堰橋まで両側が歩道というか、きれいに整備さ

れているような状況になっておるといことです。この六角橋から車堰橋の国道4号線のちょっと手前までは、町長が言われますように市街地における住民生活潤いを提供する貴重な公共空間と、そういうふうな役割で、本当に楽しみで朝夕多く訪れる人が多い。その他の役割として、この熊野堂橋から河川まで見たら7つぐらいの橋がかかっているんですが、大きく分けて3つですね。

1つは、4号線の熊野堂橋から六角橋の間、これはそれまでは上流から来た水を田んぼというか、にかけるかんがい用水とそういうふうな一部使われているのかなというふうな役割というか、そういうものを持っているように。あの上流からのやつ、ここはかんがい用水に扱われて、あそこに集約されているなというふうにして見たんですが、六角橋から4号線、手前の車堰橋までは1,600メートルぐらいあるんですが、これは先ほど言いましたように、両側に遊歩道が整備をされて、住宅地の中で都市の河川の道路と位置づけられて、本当にすばらしい住民が公共の空間として楽しめる場所だ、こういうふうになっています。

そして、同時にこの間には調整池が2つございます。この調整池につきましては、きのうの質問の中にもあったんですが、タウンを整備するに当たって、必要な箇所ということで設けられたものとかいうふうに理解をしておりますが、あとは防災上一時的にぱっと変わりながらいくんじゃないくて、調整池、役目を持ったものと連携をした川だなというふうに認識をしております。

そして、4号線から以下、下のほうは4号線の西部にたまった水を、スムーズに流せるようなそんな位置づけにあるのかなというふうな認識をいたしました。この河川の位置づけについて、これは大和町で位置づけというかそういうふうにして整備をしたのか、もしくは土地区画整理組合のときからそういうふうには遊歩道を設けて、こういうふうな都市空間というか、都市河川の位置づけというか、こういうふうにしたのか、ちょっと教えてください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず調整池ですが、あれは農業用水と兼務ということではなくて、あれはあくまで調整という形の位置づけであります。あの2つにつきましてはですね。そういうことで、あくまで農業用水とかではなくて雨水が集まってきたものをあそこで、洞堀川が

流れるのを調整するという位置づけで、調整池という役割でございます。

それから、あの歩道につきましては、町のほうで区画整理もある中でございますけれども、つけたということで、川の位置づけ、市街化の住民公共空間の役割ということですが、これは町でというか県でというか、全体の中の位置づけということだというふうに思っていますので、今の利用形態がそういう利用といいますか、そういう考えの中で活用されているということでございます。

ですから、公共空間ということで歩道をつけたり、そういった形での環境整備をした中での利用ということ、あと当然河川ですので、防災といいますかそういった意味での位置づけは当然あるわけですが、それを補助するために調整池があつて、こちらの開発についての水の流れを調整するための調整池があるということでございますので、そういった位置づけになっているというふうに認識しておりますけれども。

議長 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

これは、都市区画整理組合が販売する回答書にもあるんですが、この都市区画整理組合が販売するに当たって、キャッチフレーズというか、緑と希望の大地まほろばタウンとこういうことで当初から売り出しというか、そういうふうなキャッチフレーズで売り出したというふうに書いてあるんですが、本当に私も調べてみたら、それは当初から使っている。洞堀川の歩道はきれいに整備をされていると、されるんだなというふうなことでございます。

そういうことですから、今回問題として提起しました雑木等の除去と浚渫工事、かなり大木になるような感じもところどころ見えるような感じ、一番目立つのはヨークベニマルのキナ川というんですかね、あそこにネムノキなんですかね、林というか森みたいになっている。かなり大きな木になっております。いつも通るたびに気になっておるんですが、あれあたりもちいさいうちにとっておけば、そんなに労力もなくしてできるんだなというふうに思うんですが、その次にあれは役場のすぐ北側、ここはやっぱり兩岸、たまった砂等と混じって、随分木が背丈、雑木なんでしょうね。これがかなり高くなっております。

それとあわせて、しゅんせつ工事というか、これも逐次やらなくちゃいけないなというふうに見ております。このしゅんせつ工事というか、洞堀川の保全につきまして

は、現在は株式会社大和町地域振興公社に委託しておることなんです、どんなことを委託をしているのか、お伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

保全の管理の問題ですが、まず川の保全といいますか、川の河床とかそちらにつきましては県の管理でございます。仙台土木事務所になっております。

それで、のり面の上のほうといいますか、そこと緑道といいますか、そちらのほう先ほどお話ししましたけれども、以前は地元の方々にスマイルリバーという組織をつくっていただきまして、そののり面の除草とかやっていたいておりました。これは県の補助をもらいながら、そういった組織をつくって、河川愛護という形でやっていた経緯がございました。

それで、先ほども繰り返しになりますけれども、ちょっとそういったメンバーの方が高齢化になったということで、そのスマイルリバーとしての活動ができないということになりましたので、現在は町のほうで公社に委託をして、のり面の管理、上部のほうですね、川の下の方ではなくて、をやっているのが公社に委託している内容でございます。

それで、お話の河床のほうにある雑木とかそういったものにつきましては、繰り返しになります、仙台土木の管理ということでございまして、そちらにお願いをしているわけでございますけれども、確かに今生えている状況になっております。実は、震災の当時も工事を続けておったんですが、そのころ震災前に仙台土木にお願いをして、河床の掘削といいますか、それをやらずと上流まで来た経緯がございました。全部終わる手前だったのですが、そのときに、ちょうど震災になってしまいまして、そこで工事がストップになって、それでなかなかこちらにまで手が回らないという県のほうの話で、一旦ストップになっている経緯がございました。それから4年半、5年近くたっているわけございまして、また1回掘削といいますか、払ったところもまた伸びてきている状況というふうに私もたまに歩いていますので、見ております。

このことにつきましては、先ほどもお答えをしたところでございますけれども、仙台土木のほうにこういった状況にあるということをお伝えをして、そして伐採なり、そういったことはお願いしているところですが、まだ実現はしていない現状であります。

す。ですから、このことについての河床のほうの整備といいますか、それはまた仙台土木のほうにお願いをして、やっつけていかなければいけないというふうに思っております。

繰り返しになりますが、公社のほうはそちらまではなくて、のりの上のほうの部分と、歩道の部分の管理をお願いしているということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

昭和61年ですかね、29年になりますが、8.5豪雨と言われる大雨のときに、警察署あるから西側というか、国道4号線が通れない、今の現在のまほろばタウンの位置は、もう川のようになって、あの状況を考えるとやはりここも浸水のおそれがあるというふうになります。ですので、そこに洞堀川に水が流れて、そして流すというふうな計画でありますので、県の土木事務所のほうにこの現状を、木を見てもらって、雑木を見ていただいて、もしくは土砂のたまり方を見ていただいて、早期にというか、早期にそして計画的なしゅんせつ工事、雑木の除去、これのお願いをしていただきたいというふうに思います。

次、調整池についてはきのうご説明がありましたように、上下2つ、大体広さとしては50メートルに180メートルぐらい、0.9ヘクタール、もしくは100メートル、100メートルですね、の1ヘクタールの2つの大きな調整池があります。深さをもっと認識して見ていなかったものですから、もっと深いのかなと思ったら、2メートルぐらいですかね、そのぐらいの深さしかないので、大した水はたまらないなど。2メートルとして2、9、18、1万8,000トンとあとは、ちょっとあれなんですけれども、あんまり大した水。これは計画的に68.2ヘクタールの宅地造成に対してこのぐらい必要だと、専門家がつくって、そして調整池をつくったというふうなものであると思います。

このときの集中豪雨に対処できる町の管理体制というか、これは管理はのり面だとか、流水口だとか、あと水量だとかとそういうふうなことを管理するというか、そういうことらしいんですが、緊急時の対応についてお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ここの調整池2つあるんですけれども、1つの容量が2万3,700トン、2万3,700立米を抑える、保管できる容量を持っているところでございます。

それから、緊急時ということでございますけれども、さっき平渡議員さんのときにもお答えをしましたけれども、調整池につきましては流れてくる大量にできたものを、そこに一旦ストップをして、ストップといいますかためて、出口を決定しているわけですので、そこから出る量を調整するというところでございます。

したがって、門の開け閉めとかということはやっておらないところでございますので、管理としましてはそういった流れとかを常に回復するとか、あとはこの裏の公園、調整池の場合ですと、公園も一緒になっておりますので、公園に入れないようにテープを張るとか、そういった対応を緊急時にはやっておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

洞堀川、町自体じゃなくて、県の土木事務所をお願いをするという形になると思いますので、その現状をよく見てもらって、今急に想定外の雨とか、雨量等が予想されますので、早急に整備されることをお願いをして、質問を終わります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で松浦隆夫君の一般質問を終わります。

続きまして、8番藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

では、私からは2件でございます。

まず、1件目でございます。病後児保育制度についてでございます。

近隣では、仙台市、富谷町、利府町で病後児保育を実施しております。保育児がふえれば当然病気にかかる子供さんも多くなるわけでございます。実施には病院、それから保育所の協力の仕組みも必要でございますが、病後児保育制度の実現で働きやすい、そして子育てしやすい環境をつくるべきではないかということで、質問いたしま

す。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

病後児保育制度に関するご質問でございます。病後児保育につきましては、病気やけがの回復期で、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な児童を病院等に附設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育する事業でございます。平成27年度から子ども・子育て支援新制度により地域子ども・子育て支援事業の1つとしまして、病後児のほか、病児も含めた病児保育事業と位置づけられました。

地域子ども・子育て支援事業につきましては、それぞれの市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、事務実施に向け取り組むことになっております。大和町におきましても平成25年度に実施しました住民アンケートによりまして、病児保育事業のニーズは大変高いと認識しており、平成27年3月に策定しました子ども・子育て支援事業計画でも事業実施を予定しております。

しかしながら、病児保育事業につきましては、国の実施要項によりまして実施場所につきましては、病院、診療所等に附設された専用スペースの保育室や、観察室などを必要とし、また職員の配置につきましても、看護師等を児童10名に対し1名以上配置すること、保育士は児童おおむね3名に1名以上配置しなければならないことから、現状では住宅受け入れ可能な病院等の確保がきわめて厳しい状況でございます。しかし、子供の病気は時と状況を選ばず起こり、常に保育できる環境を整えておく必要がありますことから、病院関係者と協議をしまいたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

では、お尋ねいたします。

まず、この子ども・子育て支援事業計画によりまして、2年前ですので、多分と

ということになりますけれども、今年度平成25年度でゼロ歳から6歳までの子供さんが1,675人、それが6年後には1,956人という想定ということで、約280人ほど6年間ではふえるのではないかというふうな推定の数値が出ているようでございます。そういう中で、ほかの方々が言うように人口がふえている、それから子供さんもふえているという中で、どうしても必要ではないかというふうなことで、取り上げたところでございます。

それで、以前にもこういう要望、何であったかということでございますが、もみじヶ丘で子育てをなさっている方は、病院とすれば吉岡の小児科というよりも、仙台の病院にかかるケースが多いのではないかというふうに思うんですけれども、その中でもみじヶ丘、五十嵐小児科さんが近いわけですがけれども、そのところに通っている方から要するにあそこでは、病後児とは言わない、病児ですかね、病児保育をなさっているようだということで、ほかの町でなさっている、していることで、大和町でもやってもらえないのかとそういう要望が実際にあったところでございます。

そういう中で、先ほども申したように、近隣の仙台では4つの小児科がこの制度を受けているということですかね。それから、富谷町につきましてはコミュニティクリニック上桜木、小児科さんですね。それと、宮城県済生会こどもクリニック、これは仙台市。それからてらさわ小児科、仙台市、それから今申し上げた五十嵐小児科、仙台市ということで、4つの小児科さんを病後児保育の契約というんですかね、そういう形でなさっているということでございます。

ということで、お聞きしたいのは、全体、もちろんこちら吉岡の方々が例えば仙台まで行って預けるというのはなかなか大変な話ではありますけれども、そういう富谷町、実際にはコミュニティクリニック上桜木さんというのは、最近だと思う。ちょっと正確ではあれなんですけれども、以前は済生会さん、それからてらさわ小児科さん、五十嵐小児科さんと契約して病後児保育、当時は病後児だと思うんですけれども、病後児保育というのをなさっていたということで、そういう中で大和町においてもなかなか条件が住んでいるところによって、なかなか大変という条件があるにしても、まずできるところからの研究というのをやったらどうなんだろうかということで、お尋ねをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しましたとおり、町のほうでも病院関係者といろいろ協議をしていきたいというふうには考えておりますが、おっしゃるとおりといたしますか、富谷さんとか仙台市さんでやっておられます。基本的に小児科さんでやってもらっているという傾向がもちろん強いわけでございますけれども、このことにつきましては、大和町だから大和町の小児科さんでなければいけないというものではないともちろんないというふうに思います。

ですから、そういった意味では幅広くといたしますか、受け入れてもらえるようなところの病院さんともご相談ということも当然やっていかなければいけないのかなというふうに思っていますが、各病院につきましても、申しあげましたとおり、看護師さんを手配したり、また保育士さんを手配したりということで、その中で一定の人数の確保、スペースの確保もあるわけですから、何人でも受け入れられる状況ではないんだというふうに思っております。

したがって、富谷さんでやっておられるところに、同時にこちらでお願いして、受け入れてもらえるかどうかとか、そういったことにつきましては、病院といろいろ協議をしないと受け入れ難いところもありますので、その協議をしていくところは当然今後必要というふうに思っておりますけれども、そういった課題があるということは、ご理解をいただきたいというふうに思っております。病院も一定のスペースを常に入っているわけではないわけですから、そういったスペースといたしますか、病院側の考え方もあるというふうに思っておりますので、そういった課題を整理といたしますか、相談をさせてもらいたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

その課題があるだろうというか、実際に、ではどこかの病院と協議した経緯というのは、あるんでしょうか。というのは、私初めて質問するわけじゃないですし、それからまた、たしか堀籠日出子議員も質問しておるんですけども、やはりそのときも必要だけれども、いろいろ問題があるんだよというお答えだったと思うんですが、ただ、必要なところがございますので、ぜひ前に進んでいるのかなというところをお聞きできればというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
子育て支援政策につきまして、先ほど申しましたけれども、支援事業計画27年3月に策定をしております。その中に位置づけをしているということでございます。やることいろいろございますので、全てが一遍に進んでいる状況ではもちろんございません。ですから、全てこのことについてはまだそこまでいっておらないところでございますが、順次進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）
全部が進んでいるわけじゃない、今回は病児保育についてお尋ねしたもので、病児保育についてだけですけれども、進んでいないけれども、進めたいというまとめで間違いないでしょうか。私の印象とすれば、そういうふうはまだ進んでいないけれども、これから進めるんですよというふうなまとめ、ちょっと乱暴なまとめですけれども、これこういう認識で間違いないでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
繰り返しになりますが、計画で策定をして実施を予定しておるところでございます。繰り返しになります。病院関係者と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

病院関係者と協議をしていくということで話を受け取りました。その場合に、ちょっとこれは確認させていただきたいんですけども、病院については町内だけじゃなく、そうは言ってもそんな遠くまで大和町の方が子供さんを預けるのにえらい遠くまで行くわけにいかないと思うので、少なくとも近隣の町村の病院のところも考える医療機関ということでは、これからでしょうけれども、入っていると考えていいんでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

基本的には町内であれば一番いいんだというふうに思っております。その中で、どこまで可能であるか、そういったことは病院の方々とお話をして考えていかなければいけない。おっしゃるとおり、余り遠くでは利用価値というかそういったこともありますので、利用する方々のことを考えながら、そういった選考といいますか、病院について考えていかなければいけないというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

近いという意味では、例えばもみじヶ丘、杜の丘であれば、逆に吉岡の病院よりは仙台、泉とか富谷町の病院のほうが近いのかな、正確に物差しをあてがったわけではありませんけれども、そういう感覚もありますので、そういったところも含めてぜひ検討して進めていただければと思います。1件目は以上で終わらせていただきます。

2件目に移らせていただきます。

奨学金の免除について。

奨学金の返済免除について、財政措置すれば財政措置が多額になるという懸念がありますが、現在高校生3人、大学生10人の枠を埋め尽くしていないという状況であると思います。定住などの条件をつけての返済、ちょっと言葉あれですけども、返済の免除制度をつくり、借りやすく返しやすい制度で人材の育成につなげてはどうだろ

うかという質問でございます。お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず町の奨学金貸与額につきましては、平成26年度末で大学生が月額3万円を24人に貸与し、総額864万円、高校生は月額1万5,000円で貸与者は1人年額18万円となっております。最近5年間の奨学生認定状況は、おおむね10人前後でございまして、平成27年度は大学生6人を認定したところでございます。現在償還を行っている奨学生は、73名となっております。

採用枠につきましては、埋め切れていない状況が続いておるところでございますが、その原因といたしましては、高校授業料の実質無料化や大学生に対する月額3万円の貸与額の妥当性が考えられるところでございます。

教育委員会では、より借りやすい奨学金制度の検討を行っておりまして、今年度これまで奨学金となった方々を対象に、アンケート調査を実施しております。その内容は、対象学校、貸与額の妥当性、及び事務手続に関することが主でございますが、その結果を参考に来年度以降の事業検討を行いたいと考えております。

質問にございました免除制度でございますけれども、現行の制度は学業成績優秀で、身体強健な学生生徒で、経済的理由により就学困難なる者に対し貸与し、有用な人材育成を目的としておるところでございます。内規により定めている成績基準についても、より明確なものに昨年度見直しを行ったところです。

奨学資金貸与条例等では、奨学生本人及び第1、第2連帯保証人に返還を義務づけておりまして、奨学生本人が死亡した場合のみ免除することができるとしてあります。制度の趣旨からいたしまして、そのほかの規定が必要とは現在のところ考えておりません。

なお、定住条件などを定めた免除につきましては、ことし3月に高平議員から質問いただきましたが、まち・ひと・しごと創生法における地方版総合戦略としまして、地方交付税による財政措置が設けられました。今後、県及び自治体の取り組みを参考にし、県全体の中で制度構築の研究を進めていく必要があるとこういうふうに考えているところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番（藤巻博史君）

まず、全国では返済しない奨学金制度というのも実施している自治体もあるようがございます。八王子市、香川県、それから兵庫県などで実施しているようです。八王子市では、高校生に月額1万円で255人の申し込みがあつて、120人ですかねというような、これはあくまでも他自治体ですが、もちろん成績とか家庭の事情、財政状況とか無条件ではありませんけれども、そういうようなことでやっている自治体もあるようがございます。

そういう中で、今回質問させていただいたのは、今1万、例えば高校生で言いますところの、実質に無料化になって、だから必要ないと言うかもしれませんが、そこいら辺もアンケートで金額の回答なんかも出てくるのかもしれませんが、そういう中でやはりなるべく、そうは言っても借りやすい、それと返しやすい制度ということで、若干これは今の答弁の上では、有用な人材育成を目的としている、それで内規に定めている成績で、そういうような目的のようでございます。

ですので、この目的どおりであれば、もちろん今の制度ということなんですけれども、それプラスというんですかね、やはりちょっと横道にそれるのかもしれませんが、いわゆる判断基準はいろいろあるのかもしれませんが、地元就職あるいは出ていくのじゃないので、定住という言い方はもともと定住されている方ですので、定住という言い方はちょっとふさわしくないんですけれども、地元は何らかの形で就職とかそういった条件を満たした場合には、ある程度の免除とかそういう制度も含めて、考えてはどうかということでございます。

この答弁書をお借りして言えば、有用な人材を育成して、それでいなくなっちゃしようがないんじゃないかというような意味で、首都圏に大学生の場合でいうと、首都圏の大学で勉強して、結局首都圏に残ってしまうということもあるように聞いております。そういった方々に地元というものを見ていただくという意味で、そういうような制度というのは、考えられないのだろうかということで、質問をいたします。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

答えも繰り返しになるのですけれども、現行の大和町の奨学制度におきましては、先ほども申したようにけれども、そういった制度ではないわけでございますので、現行の制度でそれをやるということは、難しいんだというふうに思っております。

ですから、現在のところ、現行の制度のものについては現行でやっていく、これまでも貸している人もいるわけですから。そういった中で、定住などの条件を新たなものについてというご質問でございますが、これも繰り返しになりますけれども、先ほども申したけれども、まち・ひと・しごと創生における町村の戦略版としてそういったことも1つの位置づけといいますか、そういったことがあるわけございまして。ただ、これは町単独ということではなくて、県とか、そういったところとも取り組みの連携といいますか、そういったことも必要になってくるということでございますので、県全体の中でのこれも繰り返しになりますけれども、その制度構築の研究、これは大和町だけではなくて、皆さん思いは同じ中でございますし、国としてもそういった方法も出しているということでございますので、県全体としての研究を進めていく必要があるであろうというふうに申し上げたところでございますので、そういった方向で考えてまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

まち・ひと・しごと創生法におけるということで、これはたしか大学生が対象というふうに理解しております。ということで、そこに焦点を絞ってということで高校生については、この制度では考えていないようでございますが、そこいら辺は……ということで、中でこのままの、もちろん今の制度の変更はどうなんだろうかということでの質問で、繰り返しの答弁をいただいたので、高校生についてはないのかな。ちょっともう一度そこら辺の確認だけさせてください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

同じことになるんですが、今町でやっている制度については、そういったことができない状況でございますので、これは変えられないと考えて、今の制度ですね。

ただ、もう一方でそういったいろいろな制度が、まち・ひと・しごと、大学生ということでございますけれども、高校生の部分がそこには入っていないということがあるかもしれない、そこはこれから県とかいろいろそういったところで、その辺も検討されてくるというふうに思っていますけれども。

ですから、これと一緒にしないで、町の部分については、現行のものについてはこれまでもやっておられるし、今借りている人もおられるわけですから、これはできないと、今のままでいきますよと。ですので、新たなものについてはそういった新しい制度も出てきておりますので、そういった中でいろいろ研究を進めていく必要があるというふうに申し上げておるところでございます。繰り返しになります。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

そうすると、高校生部分についてはもう、要するにこの制度は変えられないのですかということで、変えられないんだよというそういう答弁ということで理解をいたしました。それと同時に、この地方創生枠の奨学金ということで、これについては全然まだ検討というのは、ちょっと趣旨からあれかもしれませんけれども、全然始まってはいない現状なんでしょうか。これから全体で枠を組み上げるという状況でいいんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことについては、まだ具体にはなっていない。要するに大和町だけの問題ではないということですね。ですから、みんな、全体で見るということですのでそういう状況だということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

地方創生の枠のやつ、やつなんて言っちゃいけないですね。地方創生枠の奨学金はこれから、県、もちろん大和町だけじゃなくて、県全体での話ですので、ここでこうですよという答弁はできないというのは理解をしているつもりでございます。それと同時に、奨学金について、できれば高校生今1万5,000円ですけれども、これが金額が少なくなっても、私、質問というよりも、やはり返しやすいほうがという制度が必要ではないのだろうかという思いで質問させていただきました。以上で終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時22分 休 憩

午後2時32分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

それでは、早速伺います。

1つ目として、町立図書館の設置についてお伺いをします。

宮城県子供読書推進計画平成16年策定が発表された際に、町の対応と図書館整備について伺いました。当時、平成7年にまほろばホールの図書室は開設し、15年度末に2万3,000冊となったと。現在も児童書コーナー、ビデオやCDの新刊整備、新書の購入を図っているが、他町よりまだまだ不足していると改めて認識した。

公共図書館とのネットワーク化や自由に利用できるインターネット用のパソコンの整備、県立図書館との連携などの充実を図る。文科省の基準で算出すると、本町で図

書館を設置するには、蔵書数11万7,000冊、延べ床面積1,858平米、さらに図書館司書の配置が必要で、現状の財政状況では厳しい。図書館設置は将来への夢として考えてみるという答弁をいただきました。

時間は経過し、宮城県子供読書推進計画は第2次計画も昨年度で終了し、今年からは第3次の年次となっております。今後の財政を見通し、子育て世代の人口増に対応した文化教育施設の整備は優先度が高いと思います。町立図書館の設置について、10年越しの夢を実現するときではないだろうかという観点から、所見を伺います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、平成16年12月定例議会にご意見をいただいたときには、まほろばホールの図書室の蔵書数2万3,011冊、利用者につきましては7,763人で、貸し出し冊数は2万5,635冊、1日平均利用者は23人、1日平均貸し出し者数77冊でございました。

平成26年度末現在で、蔵書数につきましては、2万3,215冊で、利用者につきましては8,189人、貸し出し冊数は2万9,785冊、1日平均利用者は25人、1日平均貸し出し冊数89冊でございます。

蔵書数につきましては、スペースが決まっておりますので、入れかえもありますが10年前と同様であり、1日平均の利用者もほぼ同じに推移している状況でございます。

子供読書推進企画といたしましては、図書室の利用者増加と、子供たちへの読書活動推進を図ることを目的といたしまして、本と大きなかぶ大作戦を9月から12月まで実施し、借りた冊数に応じて手づくり賞状や賞品を準備し、子供の読書人口の増加に努めております。

また、毎年テーマを設け、子供の本展示会を開催し、宮城県図書館から400冊の図書を借り入れ、国内外の絵本、児童書を見て、触れていただき、あわせてイベントやおはなし会、紙芝居等も実施しており、ことしは4日間で300名の方が来場いたしました。

図書室を利用した事業としましては、ボランティアによる読み聞かせのおはなし会を月2回、第1土曜日と第3水曜日に開催しております。昨年度につきましては、まほろば大学の一環として、本の読み聞かせ講座を年5回実施しまして、読み方の基本

やおはなし会の手順等の講座を行っており、まほろばホール、図書室を核として、さまざまな取り組みを行い、町民への文化的サービスの向上に務めております。

図書室の連携状況につきましては、本町を含む14市町村で構成している仙台都市圏広域行政推進会議において、平成10年10月より14市町村に住んでいる方なら他の市町村の図書館に登録ができ、利用できるように連携を図っております。

また、大和町では宮城県図書館とネットワークシステムを導入して、町にない蔵書等を宮城県図書館はもちろんです、宮城県図書館を介して県内の市町村から借用し、利用者に提供しております。県図書館は当町と隣接しており、大和町民の登録者数は、平成26年3月末現在のデータではありますが、6,854名で、その前年平成25年3月末と比較して、234人ふえており、貸し出し冊数は2万4,273冊で、1日平均23人が利用しております。これは、図書館の貸し出し冊数の3.5%を占めており、県内で3番目の利用率となっております。今後も宮城県図書館や県内市町村と連携を図りながら、図書室の利用促進と充実を図ってまいりますので、図書館建設につきましては今後の課題の1つとして捉えさせていただきたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

10年前にお伺いした際に示したデータ、直近の数字も横ばいということで今お話を伺いました。改めて、当時示した数字を申し上げますと、当時から町立の図書館として運営している亘理町では蔵書数で13万冊、当時の矢本町、現在の東松島市の矢本地区12万冊、大和町は2万3,000冊。1日平均の利用者数も亘理で602名、矢本で544名、大和で26名。平均貸し出し数も亘理で228冊、矢本で888冊、大和で82冊。これは10年前の数字の比較を当時示させていただきました。これをお示しをさせていただいたときに、町長からいただいた感想、所見は非常に少ないものだなというふうに改めて認識をしたということをお伺いしました。

10年たっても大和町は全く変わっていないと。その間にも努力はして図書室利用者数、そういったものをふやす努力をしていきたいというようなことが言われていますし、今回の答弁の中にもあるわけなんです、全然結果は出ていないという数字が示されたわけでありまして。

これは、原因は何かというと、図書館があるか、図書室のままなのかというのがや

っぱり大きな要因だというふうに思います。ですから、そういうエネルギーを10年間ためてきたものを今後同じ10年スパンがあるとしても、同じことでは結果は変わらないということを示しているのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

10年前の前のデータと、数字的なお話があったところでございます。確かに26年で2万3,000冊、ほとんど変わっていない状況でございます。私も実はこれは驚きました。毎年少ない予算100万円ぐらいではございますけれども、CDなり新しい本の購入はしておるところでございますが、冊数が全然ふえていないということ、いろいろ確認してみますと、廃棄処分といいますか、そういったものがあるということではありますけれども、置く場所がない、設置する場所が少ないというようなこともございました。

ここでこんなことを言うのも何ですが、私は本を捨てるということは考えたことがないものですから、驚いたところでございます。本というのは捨てるものではなくて、古くなってもその価値があり、図書館というのはそういった意味で新しい本だけがあるのではなくて、古書からいろんなものがあって、そこでいろいろ調べたりというふうに思っておるものですから、このことについてはかなりショックを受けております。ただ、置く場所がないとかそういった現実的な問題を改めて、前回は改めてという話をして申しわけないんですが、思っているところでございます。

そういった中で、利用者についてそれも変わっていないという状況、変わっていないわけではないのですが、大きな変わりがないという状況があるということも現実です。図書室の利用ということだけを見ればそうなのですが、実は学校のほうの図書館といえますか、あちらのほうでは学校で読書の教育といいますか、力を入れてもらっていて、司書の方とかも置いてある中で非常に驚くほどと言ったら変ですが、多くの本を読んでもらって、そんなに読んでいるのかと逆の驚きもあるぐらい読んでおる学校もございます。さらには、宮城県図書館のほうを見ますと、こちらに来ている人数と同じぐらい宮城県図書館に行っておられる結果もあるんですね。だから、いいという問題ではないのですが、読書する人とかそういった習慣なり、意欲というかそうい

ったものはこの数字以上に伸びてきているんだというふうには、認識しておりますので、そこは議員もご理解いただきたいというふうに思っております。

ただ、今の図書室のあり方といいますか、その辺のこの課題が改めて浮き彫りになってきているんだとそういうふうに認識をしておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

図書館というのは、私が言うまでもなくて、フロントだけではなくてバックヤードというか、どこかそういったものが相当の大きさを占めていて、今まさにおっしゃられたとおり、古書だとか専門書だとか、通常触れる機会の少ないもの、あるいは貴重なもの、高価なもの、そういったものについてはそういうバックヤードのほうで保管をされるというようなこと、まさにスペースがないとそういうこともできないんですね。ですから、理想と現実というのは冷酷ですね。やっぱり現実を直視しないと、幾ら進めようとしてもそれはやっぱりかなわないというふうに思います。

前回もお話をさせていただきましたが、宮黒地域は当時どこも図書館はなかったのであります。反対に言うと、そこを外れた地区は言ってみればほぼ公立の図書館を設置しているわけであります。前回から今回に至る間で、宮黒地区で待望の1カ所、利府町が図書館を設置されております。これの件については後ほど改めて議論をさせていただきますが、まず前回やりとりをした中で、大和町として現状で図書館を仮に整備する場合の課題としてクリアしなきゃいけないものとして、例えば図書の保有数、今話題にもなりました保有数、これが11万7,000冊、延べ床面積で1,858平米、図書館司書の配置、これらを含めた財政を考えると当時のお答えとしては、クリアできるには大変厳しい状況だというふうにお話をいただいたわけであります。

改めて伺いますが、これが国のほうで示した数字だということで述べられたわけですが、反対に言うと今申し上げた数字がクリアされないと、図書館というのは大和町では設置できないんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどあった数字につきましては、文科省で示している数値でございまして、人口なりそういったものを当てはめていった場合に、そういった数字が出てくるということです。1つの基準ということになってしまう。

ですから、10年後今はもっと大きな数字になってきておるところでございます。ただ、これでなければだめなのかということになりますと、いろいろ調べてみますとそうでないケースもあるということ。例えば図書室とは言いながら、建物の中に入っている図書室もあるわけですね、まほろばのような形。そういった場合にはそうでないケースもあるということで、例えば柴田あたりはそういったものでつくっておられるというのを最近確認はしております。

したがって、図書館に対する考え方というものについて、町のそれぞれの目的、理想といえますか、そういったものもあるんでしょうけれども、現実に合わせて中のやり方ももう一方であるのではないかと。どこまでできるのか確認はしておりませんが、そういったこともできるという事例もあるところでございますので、そういった方法もあるのではないかと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

先ほど申し上げた利府町の図書館の場合、これは現在も実は当時の公民館図書室、そのままなんです。これを条例を制定して、図書館として格上げをして、そのまま過ごすということではなくて、その上で図書室から図書館に格上げたものを準備して、本格的な図書館の建設に向けた検討を始めて、その中で設置の基本計画やら実施計画を立てて、複合施設の中に正式な図書館をつくるということで現在具体的に建築に向けて作業を進めているということなわけです。

ですから、私が今回申し上げているのは、要するに現状のまま、このままでいったら、また10年後に仮に私と町長がここの場でやりとりしても、同じ答えしか出てこないということに大変な危機感を覚えるということなんです。10年の間に環境が変わって、財政も変わって、先ほど言ったように設置基準に基づいたものでなければできないというわけでもないんだという前提があるとすれば、そういうものに向かった具体的な検討を始める時期ではないのでしょうか。

特に、ことし第4次総合計画見直しを現在なさっていらっしゃるわけでありまして。この先8年間ですか、そういったものを示す指針を今作成をされているわけでありまして。そういった中に、そういうSSを加えるべきじゃないかというふうなことで申し上げているんですが、どうお考えになりますでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

段階を追ってというお話だというふうに思います。図書館というものをどういった位置づけにするか、先ほども言いましたけれども、本来の図書館の目的といたしますか、そうあるべきだというふうに私は思っておりますが、今求められているものが何かということもあるんだというふうに思っております。

気軽に本を読んでもらうというそういった環境づくりといたしますか、そういったもののための図書館ということもありましょうし、その辺につきましてはいろいろ図書館としての捉え方といたしますか、どのレベル、レベルといたら失礼、そういった見方が必要なかということもあるんだというふうに思っております。

そういった段階を持ってやっていくということについては、そういった方法もあるなというふうに今改めてご指摘の中で伺いましたが、もう一方で学校関係とかそういったものにつきましてはかなりレベルが上がってきている、レベルといたしますか、その図書室自体の機能も上がってきていると思いますし、子供たちもそれを利用する方法を知ってきているということ、このことについては成果が上がっているんだなというふうに思っております。

ですから、このことはまずこれから力を入れていかなければいけないと思っておりますし、そのことが次につながっていくための、次利用するための準備ということでまたおっしゃるのかもしれませんが、そういったことにもつながっていくんだろうというふうに思っております。

それと、もう一つ、これは他人の力をかりるわけではございませんが、宮城図書館というのがあそこにありますね。先ほども申しましたけれども、あそこの利用者が非常に多くて、こちらの図書室に来ると同じぐらいの方が利用しておられる。さらには、こっちからのインターネットといたしますか、その中で宮城図書館に連絡をされている利用されている方も、この数字はなかなかつかめない状況にあるようですが、

そういった方もいるということですので、そういった連携というのは非常にいいことだなというふうに思っております。

それと図書館の話はまた違うのかもしれませんが、そういったことで、本に向き合う姿勢といいますか、そういったもののレベルは確実に上がってきていると思っております。そのための今度町での対応といいますか、についてということでございますので、今お話を伺いましたそういった段階を追ってという、利府の例もいただきましたけれども、そういったものもやり方として研究していければというふうに思っております。

先ほども言いました柴田あたりでやっているのは、図書室、こういった目的のものをつくっているのか、何が目的という言い方も失礼ですけれども、建物をつくってそういうのがあるよというだけではないはずなんですね。図書館をつくるというのは。ですから、その辺の目的といいますか、そういったものを新しくつくっているところの話なども聞いてみたいと思いますし、そういったことを参考に次のステップにいけるようなことも考えてみたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

まず、現在の総合計画の中で心育む学習のまちづくり、生涯学習の推進というようなことをタイトルにうたっております。学校図書館の現在の有効性については、今ご説明をいただいて非常にすばらしいなというふうに、率直に思いました。図書館はそれでいいということではなくて、赤ちゃんから高齢者に至るまで同じ生涯、人生の中で学ぶ機会を平等に与えるという意味では、学校に行っている方々を除いては、非常に脆弱だということの裏返しになっておりますからね。そういったことについても、どうぞ、十分に検討され、前進することを願います。

最後になりますが、ここに改めてまた数字を示します。

先ほど町長は、県の図書館利用者数が大和町のやつと同じぐらいだ、今回改めて調べて結構利用しているなということを強調されていますが、それでも結果としては何十名ですよ。30名プラス30名だって60名なわけですよ。図書館を独自に持っている町は、何百名単位ですよ。800だとか600だとか。やっぱり桁違いなんです。そういったことを裏づける数字ですけれども、図書館を設置している町、先ほどの2つ上げた矢本、

亘理を除いても、蔵書冊数というのが人口1人当たりで図書館を設置しているところは、最低でも3.1冊、3冊以上あるんです。反対に図書館を設置していない町というのは、図書館設置していない町のワーストが利府と、当時のですよ、今は図書館という名前のもは利府は持っていますけれども、大和と利府が人口1人当たり0.1冊なんです。蔵書数。多いところでも図書館のないところでは1.6冊というような状況です。さらには、貸し出し冊数についても大和町がワーストで1冊です。ですから、これはもう数字はうそをつかないと。そういう状況でありますから、これまで以上のこのことについての検討と実行を求めておきます。一言だけ。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの数字は大変ショッキングな数字でございまして、ちょっと私ここまで知っていなかったところがございます、勉強不足だというふうに思っております。図書館といいますか、本につきましては先ほども申しましたように、ちょっと考え方といいますか、その整理がもう1回必要なんだろうなど。整理といいますか、図書館というものの考え方ですね。それは、町内でももう少しやり直しをしたいというふうに思っています。

ワーストの数字につきましては、現実として受けとめざるを得ないというふうに思っておりますが、すぐ回復というのはなかなか難しい数字だと思っておりますけれども、こういう数字でなくなるように最大限努力してまいります。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、次の質問に入ります。

富県宮城を支える北部工業団地を周遊する3ルート of 整備について、お尋ねをします。

本町西部を通過し、北部工業団地へ進入する国道457号線、済みません、ここの進入のシンの字が間違っておりますので、進に訂正をお願いします。整備は計画が前進

をしております。大和町の中央を貫く国道4号線は、大衡村の4車線化が現実となつてきております。

そこで、第3のルートである大和町東部を走る主要県道仙台三本木線の北目大崎交差点から吉田川をわたり、まっすぐ北上し北部工業団地へ侵入する道路、言ってみればバイパスですね、の整備を実現し、北部工業団地に東西、そして中央からの進入路を確保し、災害時や通勤、物流などのルートを多様化すべきと考えます。関係者に強く要望、要請をしていただきたいと思います。所見を伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、今回ご質問いただいている内容につきましては、平成22年の3月議会におきまして、議員からご質問いただいた宮城の中核都市実現から含まれておりました県道吉岡塩釜線から北部工業団地へ直接乗り入れ道路構想を町内で検討してはどうかとの趣旨をより具体的に推進してはどうかのご質問と受けとめております。

仙台北部中核工業団地を取り巻く交通ネットワークにつきましては、中央に東北自動車道、国道4号、西部に国道457号、県道大衡仙台線、東部に県道塩釜吉岡線、仙台三本木線、大和幡谷線が配置され、これらの道路を有機的に結ぶ道路にして県道大衡落合線が整備され、物流、通勤等の道路が確保されている状況でございます。さらには、平成24年度にトヨタ自動車東日本株式会社様が立地創業したことによりまして、今後物流や通勤に伴う交通量の増加が見込まれますことから、仙台北部中核工業団地郡と仙台市中心部を結ぶ県道大衡仙台線の道路改良事業宮床工区が平成30年度の供用を目標に、国道457号まで延伸されるほか、現在通勤時間帯において渋滞が発生しております県道仙台三本木線と、県道大和幡谷線の相川交差点の渋滞緩和として、交差点改良工事が年内完成を目指し、その工事に着手したところでございます。今後暫定2車線部分の4車線化の事業着手に向けた要望を続けてまいります。

そのような中、仙台三本木線の鶴巣大崎交差点から直線的に吉田川を横臥し、仙台北部中核工業団地にアクセスする道路、バイパス整備には橋梁の新設、県道大和幡谷線との交差点整備など、多くの課題と巨額の整備が必要となるなど、実現するには大きな課題が山積みされているというふうに思われます。

しかし、将来に向け仙台北部工業団地への多様なルートの確保は、災害時や今後増加する物流通勤には必要なこととも感じております。今後も仙台都市圏北部地域における交通網の整備につきましては、ネットワークを形成する国道県道等の交通量の変化や、広域的な道路整備計画の動向等を注視してまいりたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、お尋ねをしますが、現在の相川入り口、コンビニがあるところですね。今相川に向かっての道路改良をしていただいているわけですが、あの道路がそのまま高速道路の側道を南進、真っすぐ南進して、結果として西成田の道路に結ぶという路線と、あと今回もご提案を申し上げた北部工業団地、言ってみれば大衡落合線と北目大崎交差点を真っすぐに結ぶ線、これが計画として図面に載ったことがあったということは町長は理解、認識をしているのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

図面にといいますか、交通量調査をやった中で、図面という作図といいますか、そういった中で、路線、交通量が幾らでというようなそういった図は見たことがありません。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

その道路が仮に現実にあった場合には、相当大和町にとっても仙台北部都市圏にとっても、有益な道路網というふうに私は感じるんですが、ただし相川入り口から真っすぐ南進をして、西成田に結ぶ道路というのは、総延長も相当長いですし、整備には相当のコストもかかるんだろうというふうに思うんですが、今回提言をさせていただ

いているものは、要するに吉岡幡谷線と北目大崎間、あとは後ろ、山林が多少あるくらいということで、総延長も2キロぐらいかなというふうに見るんですが、そういったことを考えた場合に、実現可能性が高いのではないかというふうに、改めて考えるわけでありませう。

これは、前回もお話したとおり、新路線の計画はないんだということで、けんもほろろで、私も非常に残念な思いをしたわけですが、これは何としても実現をすることによって、仙台市と北部工業団地、言ってみれば大和町ですね、要するに外環道路で結べるというような形になって、大和町の発展を全体的に広げるためには、かけがえのないルートになるんだらうというふうに思います。この実現に向けて、県、国に要望していただくのはもちろんですが、町として先行することは可能なのではないかという観点から今回申し上げているわけであって、具体的に言うと、幡谷線と町道の檜和田本線ですか、この間は全部水田なわけでありませう。ここには農道が通っておるわけでありませう。その先は、橋脚が狭いですがけれども、歩道がついているわけですね。吉田川。ですから、そこは国にお任せして、新設ではないんだという理由をつけて、そこを起点にした橋をかけてくれという要望は、国、県にさせていただくにしても、農道を先行して拡幅して、大和町やる気あるよというところを見せることをやってみたらいいんじゃないかなというふうに思うわけですね。

あるいは、山林の部分をプライムアースE Vエナジーがあるところに向かって、何百メートルあるんでしょうか、そういったものも大和町として先行して、開発をするということを行って、町からの国、県へのアピールにしたらいいんじゃないかなと思うんですが、この発想というのはどんなものですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この発想どんなものですかね。確かにあそこといいますか、交差点、T字路真っすぐ抜けて、川を渡って、そして幡谷線までぶつかってというルートになれば、迂回がなくなるということですね。そのことによっての1つの緩和という考えがあるかもしれませんが、もう一方で幡谷線で今度T字路になりますね。そうすると、そこでとまっていいいのかという考え方ですね。今の状況であれば、もちろん緩和はされると思います。ただ、そのことによって今度幡谷線のほうの課題がまた出てくるんだらうとい

うことで、そこで終わりではないという話になって、話といたしますかね、図面上はそこからまたずっと北上しまして、流通団地のところを通って、そして仙台三本木線ですかね、あそこにつながるようずっと真っすぐ抜けた北に抜けていくというような構想のようでございます。

そういう道路網ができれば、これは非常にいい、有効なのかなというふうに思っていますが、その手前の部分でという話でございますので、その発想といたしますか、考え方はそういった構想の緩和には非常に有効な方法であろうというふうには考えます。それを先行してというお話でございますが、先行してやった場合に多分さっき言いました幡谷線とのT字路の問題の課題が次の課題として出てくるということ、それからこれは金額といたしますか工事費の問題になってまいりますけれども、工程の問題とか、そういったものの課題が出てくるんだというふうに思っております。

したがって、まずあそこをつくってということについて、一概にそこでということを行うには、ちょっと課題がまだまだあるのではないかと。ただ、ルートとしては1つの考え方というふうには思います。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

今回の質問欲張って3件にしてしまった都合上、この質問についてはこの辺に今回はとどめて、またの機会を利用したいなというふうに思っておりますが、今言った町が先行するというのはあくまでもそれは既成事実化のための推進の策の1つとしてそういう考え方もあるのではないかと。もちろん県や国への積極的な活動を当然しなきゃいけないわけではありますが、これはあくまでも西の道路が北部工業団地までつながるであろうという可能性が相当高くなった。4号線も全線4車線化が現実のものになってきたということで、次はどこかなというふうに考えたときには、今のルートが相当大きな大和町にとってはインパクト、仙台北部圏の中では相当のインパクトを持つであろうというようなことから、これについても中長期的なことも含めて、積極的な働きかけをする、それぞれの立場であることが肝要であるというふうに思いますので、町が既成事実化することも必要かもしれないし、そういうことを思って国、県に行くことも大切なことではないかというふうに思いますので、その検討を進めていただきたいということを申し上げて、この件についてはこの辺にとどめておきます。

それでは、次に、簿記資格取得20%を目指してということで、お伺いをいたします。

公会計制度の実施、企業会計の定着は、自治体の経営を民間事業所経営に準じた考えに向けております。これまでの議論で他の自治体に劣ることのない大和町の実施状況と理解しております。しかし、事務をつかさどる職員がその経営状況を理解し、分析しているのだろうかと感じております。

日商簿記検定有資格者は何人現在いるのだろうか考えたとき、複式簿記に精通する職員の養成が急務なのではないだろうかと危惧しております。職員募集に有資格者を加えるなり、新規採用者や管理者を対象とした簿記研修を必須として、必修として、会計事務の理解を深める必要があると思います。早速の実行を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、地方自治体におけます公会計制度の意義は、2つのことを目的としております。第1に、住民や議会、外部に対する財務情報のわかりやすい開示である説明責任の履行でございます。第2は、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産、債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用する財政の効率化、適正化でございます。

具体的な内容といたしましては、現行の予算、決算制度につきましては、現金収支を議会の民主的な統制下に置くことで、予算の適正、確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用しておりますが、公会計制度におきましては、発生主義によりまして、ストック情報、フロー情報を総体的、一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完するものでございます。

企業会計は、地方公共団体が経営する現業のうち、地方公営企業法の適用を受ける事業でございまして、都道府県及び市町村が経営し、法人格を持たないため、いわゆる社内カンパニーに当たりまして、一般会計とは切り離された特別会計での独立採算をとるものであります。

地方公共団体が政令で指定された事業、給水事業とか電気事業、交通事業、ガス事業などがございますが、こういった事業を行う場合は、この経営方式をとらなければならないとされており、地方公営企業法第20条地方公営企業法施行令第9条に規定さ

れております。

企業会計におきましては、現在貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を作成しているところであります。地方公会計におきましては、財務書類として貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成が求められます。現在は、総務省の示しました基準モデルにより、企業会計と一部の特別会計を除く会計につきましては、財務会計システムから予算決算の情報を取り出して、会計事務所に財務書類の作成と数値の分析を業務委託しているところでございます。

一般会計の運営につきましては、会計処理の専門的な知識、技術に加えまして、公共団体財務の知識も必要とされることから、現金会計処理であります財務会計の予算決算の調査分析は各種の研修や自己研鑽により処理しているところではありますが、公会計につきましては、会計事務所で分析後の数値の比較対象、調査検討等にとどまっております。自前での分析までは至っていない現状であります。

次に、本庁職員の簿記検定有資格者数につきましては、全国経理教育協会認定1級が2名、全国商業高等学校協会認定1級が9名、2級が3名、3級が3名、4級が2名、日本商工会議所認定3級4名の計23名となっている状況でございます。

新規採用者や管理職を対象とした簿記研修等につきましては、今後公会計制度実施や企業会計の定着に向けまして、会計分析後の数値や比較対照表、バランスシートの検討を行い、効率的な行財政運営をすることはもちろんであります。政策評価等に有効活用できるか判断することも大切と考えておりますので、宮城県町村職員研修所主催の会計学講座への職員の参加、または宮城大学教授等によります職場内研修の実施により、会計事務の理解を深めてまいりたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

確認をさせていただきます。

以前議論をしたときに、本町の公会計では、仕分けの発生段階では複式の仕分けを行っていないというふうに説明をされました。これに現在も変化はないでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

複式という形でやっておりません。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

27年、ことしの1月23日付総務大臣通知で、統一的な基準による地方会計の整備促進についてということで、通知がありました。これの大きな要点は、限られた財源を賢く使うために、この公会計によって予算編成時にこのデータを積極的に使いなさいということが1点、そのために昨年4月30日までに整備をするようにといったところの固定資産台帳、これは複式簿で作成しなさいということで、これは多分つくられておるんだらうというふうに思いますが、これとあわせて全国統一の基準による地方会計マニュアルというものを取りまとめて、示しております。

この統一的な基準による財務書類等を原則として、ことしから29年度までの3カ年で全ての公共団体において作成し、先ほど言ったように予算編成に積極的な活用をされるように特段のご配慮をお願いしますということで、通知があったわけですが、このことについては当然承知をされているという立場でお伺いをしてよろしいですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その通知が来ているということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

これは、言ってみれば前段でお伺いした公会計には入ったけれども、大和町の場合

は総務省モデルでおやりになっていらっしゃるわけではありますが、これの中の複式をしていないものを複式化しなさいということを申されているわけでもあります。ですから、今までの公会計とは違って、複式簿記での会計をしなさいというふうに言われておるわけでもあります。

このことによって、要するにこれまでの歳入歳出現金主義とおっしゃったその部分ではなくて、発生主義の中で複式簿記をやって減価償却まで、バランスシートまで全てをつくりなさいと。それで分析をしなさい。結果としてはその中から無駄、無理をあぶり出して、次の予算に編成にその部分を十分に加味しなさいと。要するに、職員の方々を含め、我々の立場で実際に予算時も決算時も、そういったものの中で、どこに無駄があるのかとか、そういったことを見ていかなければならないということが、もう目前、現実には迫られているわけでもあります。

ですから、現に今各課でおやりになっている、特に公会計に絡んでいらっしゃる部署の職員の方々には、これまで以上に自分たちで分析、そういったものをして、まずは執行部の方々共有でその内容について理解をしななければならないし、そしてそれを議会、あるいは議会を通じた町民の方々にも全部情報をオープンにしなきゃいけないということが、現実化されるわけではありますが、その準備というものは怠りなく進められるという認識でおられるでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
先ほどお話あったように、今大和町でやっているのは総務省方式といいますか、で単式といいますか、現金主義でやったものをそのデータを使って切りかえてやっているわけですね。それで、それを今大和町では委託をして、つくっているところがございます。今回それを最初から複式であるというのではないんですね。複式になるということならば、これは大幅な、全然変わってきますので、それはそういった勉強が当然必要になってくるんだろうというふうに思っております。我々のあったころには、例えば大蔵大臣とかああいうのがなかったものですから、簿記をやった段階ではどっちが借り方、どっちが貸し方というやり方で、それをやった記憶、そういったことを勉強してきたところがありますが、今システム的にはああいうパソコンがあると。片方に入れると片方がぱっと出ると、非常に便利なところはあるんです。

そういうふうにはなっていないながら、その性質といいますか、考え方ということは当然わかっていないとできないということはありますので、そういったことについては準備をしっかりしていかなければいけないというふうには思っています。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

今申されたとおり、これまでの歳入歳出決算書の作成に加えて、要するに総務省モデルの公会計をつくると、現在やっているわけですよ。これを何で今まで歳入歳出でよかったものをあえて公会計のほうで手間をかけているのに、そこから何が便益として得られているのだろうかという疑問がまず現時点でもあるんだろうというふうに思うんです。

ですから、必ずしもここにいらっしゃる方々も今やっている公会計が一体何の役に立っているんだということを言われながらも、指示だからしなきゃないんだみたいなことでやってらっしゃるんだとなって、今後はそうじゃなくて、現金会計では全く見えない、要するに何百億円を投資したものでも、当年の予算書に計上して次の年の決算書が終われば、後はそこからすっかり消えて、次の年にはその100億円という金は全く見えなくなるわけですよ。でも、そこには資産として100億円現実に残っているわけです。町の中で、それを有効に使っているかどうかという検討をしなきゃないということで、今回複式簿記をきちっとやって、今言ったようにそういうことによつてどこにどういう金が投下されているのかということ、職員がまず理解をして、書類をつくって、それを執行部の方々に共有して、それについて我々も説明を受けて町民の方々にもその情報を全部伝えて、それが大和町としていいのかということ幅広く議論をしていただくというのが、今回の趣旨なわけです。

ですから、そういう意味で今回申し上げた簿記の研修をしていただいて、そういう認識に立った職員を養成しなきゃないということをお願いしております。いろんな検定所の数字で20何名いらっしゃるということですが、私が今回各課上げた20%の職員というと、40名弱ぐらいということで、まだそこまで至っていないようであります。外部研修じゃなくて、私が申し上げているのは有資格者、現在持っていらっしゃる方、それなりに簿記を勉強された方でありますから、そういった方を庁舎内研修の講師の立場で、学んでいただくことが第一歩ではないかということでございます。ご意見を。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在の状況でも、町の状況がどうなっているか、そういったことについては把握をしているということでございますが、単年度いわゆる企業の公営公算とございますか、そういった部分についての見方が欠けているというふうに思います。

それから、複式という中で仕分けとかというよりも、貸借対照表なり損益計算書の見方とございますか、その見方の勉強が必要なんだというふうに思っております、そういったことにつきましては、庁内の人たちでできるかどうか、逆に言うと仕分けはできるけれどもということもあるかもしれません。でもいろいろ工夫しながら、見方、表の見方を勉強するということが大事だというふうに思って、そういったことを今後、制度も変わってまいるとすれば、そういったことをやっていかなければいけないというふうに思います。（「終わります」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時33分 休 憩

午後3時45分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第50号 大和町児童支援センター条例」

日程第 4 「議案第51号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例」

- 日程第 5 「議案第 5 2 号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 5 3 号平 成 2 7 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 7 「議案第 5 4 号 平成 2 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 5 5 号 平成 2 7 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 5 6 号 平成 2 7 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 1 0 「議案第 5 7 号 平成 2 7 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 3、議案第 50 号 大和町児童支援センター条例から、日程第 10、議案第 57 号平成 27 年度大和町下水道事業特別会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 50 号 大和町児童支援センター条例でございます。

第 1 条は趣旨でありまして、地方自治法の規定に基づきまして、大和町児童支援センターの設置及び管理に関しまして必要な事項を定めるとするものでございます。

第 2 条は設置でありまして、次世代を担う子供たちが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる環境づくりのため、地域での児童活動の拠点施設として大和町児童支援センターを設置するものでございます。2 項といたしまして、児童支援センターの名称及び位置を次のとおりとするものでございます。名称を大和町児童支援センターとし、位置は大和町吉岡字館下 88 番地でございます。

第 3 条は、児童支援センターの事業につきまして定めるものでありまして、第 1 号から第 7 号までの記載しております 7 つの事業につきまして、実施を行うものでございます。

第 4 条は委任でございます。

附則といたしまして、この条例は平成 28 年 1 月 1 日から施行するものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、議案書2ページをお願いしたいと思います。

議案第51号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。大和町個人情報保護条例（平成17年大和町条例第3号）の一部を次のように改正するものでございます。よろしく申し上げます。

最初に改正の理由といたしまして、番号法、いわゆるマイナンバー法でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従うことにより、各地方自治体における特定個人情報に関する措置について、条例により定めることとなったものでございます。

なお、特定個人情報とは、個人番号を内容に含む個人情報のことでございます。それでは、恐れ入りますが、条例議案説明資料1ページの大和町個人情報保護条例新旧対照表でご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、目的1条につきましては、個人情報の範囲がこの条例と番号法とで異なるため、番号法において定義づけられた特定個人情報に対し、この条例の適用から外れるものがないよう括弧書きで個人情報に該当しない特定個人情報を含む、以下この条例において同じを規定に加えるものでございます。

定義第2条につきましては、1号の次の2号、3号、4号を加え、既存は繰り下げるものでございます。

第2号特定個人情報行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいうと第3号情報提供等記録番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいうと第4号特定個人情報ファイル番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを加えるものでございます。

実施期間及び職員の責務、第3号は、第1項の個人情報の次に（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）を加えるものでございます。

第6条の次に6条の2、特定個人情報保護評価を加えるものであります。番号法で

は、地方公共団体が特定個人情報を保有し、事務を行う場合、特定個人情報の保護評価等を適切に講じるかどうかを確認する特定個人情報保護評価の実施を義務づけられております。一部については、個人情報保護や情報システムに所見を有する第三者の検定を受けることとされており、大和町個人情報保護審査会に所見を聞くものとするこの規定を加えるものでございます。

収集の期限、第7条につきましては、6条の2が新設されたため、字句を整理したものでございます。

8条の所見を特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限に改めまして、同条第1項中に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該を追加し、同条の次に第8条の2、第8条の3を加えるものでございます。

第8条の2、特定個人情報の利用の制限についてであります。実施期間は特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施期間の内部において、利用してはならない。ただし、実施期間は個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合にあつて、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに、当該すると認めるときは、特定個人情報取扱事務における特定個人情報の利用目的以外の利用のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下項の条においても同じ。）をみずから利用することができる規定を追加するものでございます。

第2項実施期間は、前項ただし書きの規定により特定個人情報を特定個人情報取扱事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人、または第三者の権利、利益に不当に侵害することのないようにしなければならない。

第3項第1項、ただし書き及び前項の規定に特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

第4項実施機関は、個人の権利、利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のために実施機関の内部における利用を、特定の部局または機関に限るものとするを追加するものでございます。

特定個人情報の提供の制限、8条の3、実施機関は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないことを追加するものでございます。個人情報の訂正管理、第10条につきましては、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条（第3号を除く。）を取り扱うことに改めるものでございます。

開示の請求、第12条の第1項につきましては、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（次項及び第3項を除く。）において同じ。）改めまして、第2項を次のように改めるものとさせていただきます。第2項につきましては、次の各号に掲げる（第2号を除き以下代理人と言う。）は、本人にかわって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りではないと。

第1号未成年者または青年被後見人の法定代理人、自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）第2号未成年者もしくは青年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人、事故に係る特定個人情報に改めるものとさせていただきます。

開示の手続、15条第2項につきましては、法定代理人を代理人に改めるものとさせていただきます。

開示要求に対する決定及び通知、第16条第1項で14日間の次に（特定個人情報に係る開示要求に当たっては、30日以内）を加え、同条第2項中50日の次に（特定個人情報に係る開示請求に当たっては60日）を加えるものとさせていただきます。

開示請求に係る事案の移送、第18条であります。情報提供等記録について、番号法第30条第1項により適用除外するものとさせていただきます。

開示の実施、第19条第1項第2号ですが、電磁氣的記録の内容に情報提供等を広く開示し、システムについて開示の実施が行われる際に必要と考えられるものを追加するものとさせていただきます。

訂正要求にかかる事案の移送、第23条であります。個人情報の次に（情報提供等記録を除く。）を加えるものとさせていただきます。

第24条につきまして、次のように改めるものとさせていただきます。見出しを個人情報の提供先等への通知に改め、内容を実施機関は訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該番号に定めるものに対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとするものです。

第1号個人情報（情報提供等記録を除く。）を当該個人情報の提供先、第2号情報提供等記録総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報、照会または情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1条及び第2条に規定する記録に記録されたものにあつて、当該実施機関以外のものに限る。）に改めるものとさせていただきます。

苦情の申し出、第27条につきましては、個人情報の次に（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を加えるものとさせていただきます。

他の制度との調整等第23条につきましては、番号法にあわせまして個人情報の次に

(特定個人情報を除く。)を加えるものでございます。

41条は、6ページをお願いしたいと思います。41条につきましては、個人情報の次に(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。第43条及び第45条において同じ。)を加えるものでございます。

次に、議案書4ページをごらんいただきたいと思います。

附則施行の期日、第1項この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下番号法という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該番号に定める日から施行する。第1号6条の次に1条を加える。改正規定公布の日。第2号8条の次に2条を加える改正規定(第8条の3に係る部分に限る。)を番号法の施行の日からという。第3号第24条の改正規定(同条第2号に係る部分に限る。)番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日と。

経過措置としまして、第2項この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると。

以上であります。よろしくお願いたします

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第52号でございます。大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず、最初に改正の趣旨としまして、この条例改正につきましては、国が平成27年10月5日から施行を予定しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度を運用するための番号法でございます。これの施行に基づく手数料徴収条例の改正を行うものでございます。

個人番号の通知カード及び個人番号カード、これの再交付の手数料でございます。最初に交付されるカードにつきましては、無料の扱いになりますので、再交付のみの手数料が発生するものでございます。

改正内容につきまして、条例議案説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

第1条関係であります。第2条に第33号を加えるものであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の施行に関する事務、案としまして番号法第7条第1項の規定に基づく通知カードの再交付、1枚につき500円となるものであります。

8ページのほうをお願いいたします。

第2条関係であります。まず旧欄でございますが、第32号の住民基本台帳カード交付、1件につき500円を削るものであります。また、新欄のほうでございますが、第33号、イとしまして番号法第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再交付、1枚につき800円を加えるものであります。

議案書6ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。この条例は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日から施行すると。ただし、第1条の規定は番号法の施行日、平成27年10月5日から施行するものであります。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

それでは、議案書7ページをお願いいたします。あわせまして歳入歳出補正予算事項別明細書第3号が別冊でございますので、そちらもあわせてご参照をお願い申し上げます。

議案第53号 平成27年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2億2,575万円を追加いたしまして、予算額を98億7,083万9,000円とするものであります。補正予算の款項の区分につきましては、8ページ、9ページ、第1表によるものであります。

第2条は債務負担行為の追加でございます。それでは、議案書10ページをお開きをお願いいたします。第2表債務負担行為補正、追加でございます。表には、事項、期間、限度額等ございますが、期間については省略をさせていただきます。事項と限度額のみご説明申し上げます。

初めに、児童支援センター運営業務であります。2,478万2,000円でございます。続きまして、吉岡児童館運営業務2,253万円であります。以上、2件の追加ございま

す。

それでは、補正予算の詳細についてご説明申し上げますので、別冊の事項別明細書3ページをお開きをお願いします。

初めに歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業に要する補助金といたしまして1,023万5,000円を見込むものでございます。

8目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、歳出の見合いで措置いたします分の追加と、当初予算において措置済みの分を差し引きいたしまして、4,860万円を追加するものでございます。

中段、16款2項2目民生費県補助金でございます。3節児童福祉費補助金につきましては、少子化対策支援市町村交付金としまして、26万8,000円を見込むものでございます。

同じく2項5目消防費県補助金であります。1節非常備消防費補助金は、宮城女性消防団員活動促進事業補助金17万7,000円を見込むものでございます。

同じく3項1目総務費委託金につきましては、国勢調査そのほかの統計調査にかかります委託費といたしまして、32万2,000円を見込むものでございます。

同じく3項3目教育費委託金につきましては、学力向上研究指定校として指定されましたことにより委託費30万円を見込むものでございます。

19款1項1目財産区特別会計繰入金につきましては、落合財産区より地区内集会施設の修繕に係ります助成金の見合いといたしまして10万円を繰り入れするものでございます。

4ページをお願いいたします。

20款1項1目繰越金につきましては、平成26年度からの繰越でございまして、調整財源としての計上でございます。

21款5項3目雑入につきましては、女性消防隊のポンプ操法模範展示に係ります旅費の調整による減額でございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。事項別明細書5ページをお開きをお願いいたします。

初めに、各費目に関係いたします人件費関係の補正でございますが、本年4月に大幅な人事異動がありましたことから、各費目におきまして人件費に過不足を生じる見込みとなったものでございます。例年人件費の補正をお願いしております12月議会ま

で不足等の支障が生じるおそれがございますので、関係の費目におきまして人件費の補正をお願いしております。なお、各費目ごとの説明は省略させていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、5ページ、ご説明をさせていただきます。

2款1項5目財産管理費でございます。11節需用費につきましては、吉岡コミュニティセンター前の時計台の時計と、公用車の車検整備等に伴う修繕料であります。

12節役務費は、公用車の車検に伴う手数料、保険料の追加でございます。

19節負担金は、4月の人事異動に伴います防火管理者の資格取得講習の受講料をお願いし、27節につきましては、公用車の車検に伴う重量税の追加をお願いするものがございます。

以上であります。

議長 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

続きまして、6目企画費でございます。防衛施設周辺整備対策費につきましては、今年度の米軍実弾射撃移転訓練が終了いたしましたことから、特定防衛施設周辺整備調整交付金のSACO関係特別交付分の2次交付の内定がありましたので、基金積立として計上するものです。

町民バス運行事業費につきましては、町民バス宮床線の継続運行に係る補正でございます。4月以降もみじヶ丘、杜の丘地区から黒川高校への通学生の利用が増加しており、特に雨天の際には1台では乗り切れないため、予備車両と合わせて2台で運行しております。今後冬期間を迎え、さらなる利用者の増加が予想されますことから、予備車両1台ふやして、冬期間は3台で朝の通学の足の確保を図るものです。

11節需用費につきましては、追加予備車両用のスタッドレスタイヤ購入代、及び車検整備の際の修繕料の補正をお願いするものです。

12節役務費につきましては、追加予備車両の車検の際の手数料及び自賠責保険料の補正をお願いするものです。

25節積立金につきましては、あんしん子育て医療費助成事業に係ります基金積み立てとして増額をするものです。

27節公課費につきましては、追加予備車両の車検の際の自動車重量税の補正をお願い

いするものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、7目電子計算費の13節につきましては、行政手続における個人の識別するための番号の利用等に関する法律マイナンバー法がございますが、通知カードが10月に発行され、マイナンバー導入に本格的に参入することに合わせまして、システムの変更とそれに伴うセキュリティーに対するアドバイスをお願いするものでございます。

14節につきましては、情報系システム、職員用端末のセキュリティーをより高価にするものでございまして、現在はウイルスバスター、ファイヤーウォール等でウイルスをブロックしておりますが、さらに新種のウイルスに対抗するための措置でございます。平成27年12月から4カ月分の機械借り上げ料でございます。なお、平成27年度から31年度まで大和町長期継続契約の締結によるものでございます。よろしく申し上げます。

次に、10目無線放送設備管理費19節負担金補助金及び交付金は、老朽化いたしましたアナログ方式の防災行政無線をデジタル方式へ更新したことにより新設した再送信子局の電波使用料の補正でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

2款1項14目諸費財産区地域振興費であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、三ヶ内地区の集会所の屋根の修繕につきまして、落合財産区からの繰り入れによりまして、事業費の3分の1を限度に助成するものであります。

以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長三浦伸博君。

税務課長 （三浦伸博君）

続きまして、2項2目賦課徴収費でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税等の特別徴収歳出還付金と、還付加算金に係る分といたしまして、615万5,000円をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましては、マイナンバー制度に伴う補正でございます。

4節共済費は、事務補助員の社会保険料でございます。

7節賃金は、事務補助員の賃金でございます。

12節役務費は、郵送料等でございます。

13節委託料は、カード裏面印字プリンターの機器補修料でございます。

14節使用料及び賃借料は、機械借上げ料でございます。戸籍システム借上げ料の減額、それからカード裏面印字プリンターの借上げ料の予算の措置でございます。トータルで減額の補正となるものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、個人番号通知カード等の関連事務を、地方公共団体情報システム機構に委任するために係る交付金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、2款5項1目統計調査費につきましては、商業統計、農業センサス、統計調査員確保対策の額が確定したことに伴うものと、国勢調査に伴う経費の補正をするものでございます。

1節報酬は、吉岡まほろば2丁目調査区内に伴う7調査区増によるものでございます。

8 目報償費は、老人施設等への協力者への報奨金でございます。

8 節旅費は、新たに設置しました調査区等の費用弁償に要する経費でございます。

11 節需用費は、国からの交付金額が精算により事務費の調整を行ったものでございます。

12 節役務費は、調査員等増に伴う郵送料でございます。

13 節委託費は、施設委託者が確定したことに伴い、委託費を調整したものでございます。

14 節使用料及び賃借料は、ゼンリンの地図住宅使用料著作権使用料の精算によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

続きまして、民生費 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 1 節報酬 9 節旅費につきましては、欠員となっております 2 名の民生委員の補充をするための民生委員推薦会に要する費用の補正をお願いするものでございます。

5 目ひだまりの丘管理費の 11 節需用費につきましては、ひだまりの丘公衆浴場の浴槽循環ポンプの部品交換と、ろ過装置、計装周り修繕に要する費用の補正をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

それでは、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費でございます。11 節需用費は児童遊園等管理費といたしまして、下草児童遊園ののり面の修繕、下町児童遊園のベンチ修繕等に要します経費をお願いするものでございます。

12 節から 22 節までは、児童支援センター整備関連事業に要します経費についてお願いするものでございまして、なお整備等内容につきましては、後ほどの全員協議会で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、12節役務費は児童支援センター整備事業の設置を行うために、社会福祉協議会及びシルバー人材センターの事務室の移転をお願いしたもので、新しい事務室への電話回線移設に要します経費をお願いするものでございます。

15節工事請負費は、児童支援センター整備関連事業としまして、健康増進コーナーを新たに研修室として改修するもの、さらに新たに相談室を2階中央ホール内に設置するための経費でありまして、主に間仕切り工事及び照明用の電気設備工事に要します経費をお願いするものでございます。

18節備品購入につきましては、相談室へ設置する机、椅子、及びシルバー人材センター並びに社会福祉協議会の新しい事務室へ設置する書庫等の購入に要する経費をお願いするものでございます。

22節補償補填及び賠償金は、シルバー人材センターの電子機器の移設補償金であります。

4目保育所費は、人件費の調整でございます。

5目児童館費の移設報酬は、吉岡児童館の運営業務について、民間事業者へ公募するに当たりまして、運営協議会委員の意見を頂戴するため、運営協議会を開催するものでありまして、委員の報酬の追加をお願いするものでございます。

3節職員手当等については、人件費の調整となっております。

9節旅費は、運営協議会委員の費用弁償について追加をお願いするものでございます。なお、吉岡児童館の運営方針につきましても、後ほどの全員協議会で説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

6目子育て世代臨時特例給付事業の23節償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費の確定精算によりまして、国へ償還するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

済みません、ちょっと抜けてしまいました。

3款1項6目後期高齢者福祉総務費でございます。これにつきましては、18節繰出金でございます。後期高齢者医療会計への繰り出しとなるものでございます。よろし

くお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

同じく3款1項7目臨時福祉給付事業費の23節償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度臨時福祉給付金給付事務費の補助金交付額の確定によりまして、超過交付となった額の償還に要する費用の補正をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

続きまして、8ページ、衛生費4款1項1目保健衛生総務費の4節共済費7節賃金につきましては、事務補助員及び保健師に要する費用の補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

9ページをお願いいたします。

4款1項3目環境衛生費でございます。環境審議会開催費用及び環境美化推進費用に伴う補正でございます。

1節報酬は、環境審議会開催に伴います委員7名の報酬でございます。

8節報償費は、新たに設置された吉岡まほろば2丁目の環境美化推進委員の謝金でございます。

9節旅費は、環境審議会委員7名の費用弁償となるものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、事項別明細書9ページでございます。

5款1項2目農業総務費の中の町民研修センター管理費であります。11節需用費につきましても、町民研修センターの大ホールの床暖房用循環液の循環用のポンプが経年劣化により破損したために、修繕をお願いするものでございます。21万7,000円でございます。以上であります。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

同じく3目農業振興費の12節役務費につきましては、有害鳥獣の出没及び被害等の町民などのからの情報に対しまして、これまで個人の携帯電話にて連絡などを行ってまいりましたけれども、近年その情報量が増大いたしまして、個人の携帯電話では対応し切れない状況となっておりますことから、専用の携帯電話2台で対応をしたいと考えているものでございます。よろしく申し上げます。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それでは、7款土木費でございます。

初めに1目1項土木総務費になります。

13節委託料につきましては、道路台帳の作成及び修正業務に要する費用でございます。柿木線ほか5路線延長が1.66キロメートルでございます。

続きまして、10ページ、7款2項1目道路維持費になります。

7節賃金につきましては、除雪作業の補助員として要する費用をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、除融雪に係る町民の皆様にお知らせするチラシ1万1,000枚の印刷及び融雪剤の小分け用袋の購入に要する費用をお願いするものでございます。

13節につきましては過去3年間の実績を考慮した除融雪作業の業務委託に要する費用と、それから町道の路肩に堆積した土砂撤去に要する費用をお願いするものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、除雪機械の借り上げに要する費用をお願いするものでございます。

16節原材料につきましては融雪剤15トン、アスファルト合材7トン、そのほかに、カーブミラー、規制標識、それから側溝ぶたの購入に充てるものでございます。

続きまして、7款2項2目道路新設改良費になります。

13節委託料につきましては、富谷町との境界を南北に通る町道もみじヶ丘3号線の道路舗装改良事業に係る測量調査業務の費用をお願いするものでございます。延長は、625メートルでございます。

15節工事請負費につきましては、継続事業となっております天皇寺地区の町道の排水路の整備に要する費用をお願いするものでございます。延長につきましては、140メートルでございます。

続きまして7款3項1目河川費になります。

11節需用費につきましては、準用河川窪川の河川のり面の修繕に充てる費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、8款1項2目非常備消防費でございます。9節14節ともに、今回の補正につきましては、10月14日から15日横浜市で開催される全国女性消防操法大会に参加するもので、女性消防操法大会優勝旗返還と平成26年度全国消防協会から寄贈されました消防広報車による資機材展示と防災啓蒙の実施を目的としております旅費と、使用料及び賃借料でございます。

続きまして、11ページをお開き願いたいと思います。

次に、3目消防設備費の19節であります。大和町消防団デジタル簡易無線機の電波使用料で、アナログ電波からデジタル電波に更新したための内容になっております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

9 款 1 項 2 目教育委員会事務局費でございますが、宮城県教育委員会との委託契約によります大和中学校の平成27年度学力向上研究指定校事業に要します費用の補正をお願いするものでございます。

8 節報償費は、研修会講師に対する謝金でございます。

9 節旅費につきましては、研修会講師の旅費及び先進地視察に要する旅費でございます。

11 節需用費につきましては、事業に要します用紙代、プリンターのトナー代でございます。

12 節役務費につきましては、事業用の連絡用郵便切手代となっております。

次に、2 項 3 目小学校費施設整備費でございます。

11 節需用費でございますが、学校の急破修繕、それから各小学校の F F 暖房機、消防設備等の修繕に要する費用の補正をお願いするものでございます。

次に、3 項 3 目中学校施設整備費でございますが、同じく 11 節需用費につきましては、小学校同様でございますが、F F 暖房機、消防施設の修繕に要する費用のほうのお願いをするものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

続きまして 4 項社会教育総務費でございます。

1 目の社会教育総務費でございますが、2 節給与、3 節職員手当等につきましては人件費の調整分でございます。

次に、2 目公民館費でございますが、8 節報償費報奨金30万円であります。お立ち酒の編曲も含め、オーケストラ演奏をしていただいて、CD化への謝礼でございます。賞賜金70万2,000円ありますが、成人式記念品といたしまして無私の日本人の単行本を確保するため、2 年分を追加購入するものでございます。

19 節負担金補助及び交付金14万4,000円ありますが、青年団に対する補助金でございます。これはことしの 5 月24日宮城県青年文化祭が開催されましたが、合唱の部で最優秀賞を受賞しました。11月13日から東京で開催される全国大会に合唱の部のほ

うで選手5名、監督1名の旅費の一部を補助するものでございます。

続きまして、5項保健体育総務費でございます。1目保健体育総務費でございますが、9節旅費14万7,000円でありますが、愛媛県の松山市で開催されます全国スポーツ推進委員功労者表彰を受ける1名の旅費でございます。

2目広場管理費でございますが、11節需用費90万5,000円でありますが、北目レクリエーション広場の桜のテングス病20本と、ヒバの剪定45本分の費用であります。

13節工事負担金165万4,000円でありますが、宮床レクリエーション広場のバックネット等の補修費であります。ネットの全面交換と柱等の塗装でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

申しわけございません、1つ戻っていただきまして、社会教育費の5目教育ふれあいセンター費のところをごらんいただきたいと思えます。

11節需用費でございます。こちらは鶴巣、それから落合教育ふれあいセンターの消防設備の修繕に要する費用の補正をお願いするものでございます。

次に、5項4目学校給食センター費でございます。7節賃金につきましては、事務補助員雇用に要する費用でございます。

13節委託料につきましては、給食管理ソフトの更新に伴いますデータ移行の作業委託に要する費用をお願いするものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、同じく給食管理ソフト賃借に要します費用の補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第54号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,667万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ19億2,099万3,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分等及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

12ページが第1表となっております。

それでは、事項別明細書の18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金、繰入金より261万6,000円と8款1項1目繰越金より3,405万7,000円につきましては、今回歳出見合いで補正をお願いするものでございます。

続きまして歳出でございます。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金につきましては、平成26年度の介護給付費等の国・県等からの交付額が確定しましたことに伴いまして、償還金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書13ページをお願い申し上げます。あわせまして、事項別明細書20ページをご参照をお願いいたします。

議案第55号 平成27年度大和町落合財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ10万円を追加いたしまして、予算額を516万円とするものでございます。

補正予算の款、項の区分につきましては第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書20ページで詳細をご説明させていただきます。

初めに歳入の部でございます。

3款1項1目繰越金につきましては、歳出の見合いによりまして10万円を見込むものでございます。

次に、中段以下歳出でございます。

2款1項3目諸費28節繰出金であります。地区内集会施設の修繕にかかる助成金といたしまして、一般会計で支出するために所要額を措置するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第56号でございます。平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,104万5,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の22ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れ増額するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3節職員手当等を増額するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

では、続きまして議案書の17ページをお願いします。

議案第57号 平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成27年度大和町の下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ821万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,151万8,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書25ページをお願いします。

歳入であります。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整による前年度繰越の補正計上であります。

次に歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費につきましては、13節委託料で幕柳ポンプ場圧送管清掃業務委託の補正計上であります。

1款土木費2項1目建設費につきましては、15節工事請負費で幕柳ポンプ場圧送管の屈曲部に管理用マンホールを設置する工事の補正計上であります。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、7日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時41分 延 会

